（第二版）（原稿配達證）（明治卅一年五月九日第三種郵便物認可）昭和十年六月十六日

臺灣日日新報（日曜日）第一萬二千六百四十七號 （一）

臺灣昌新報夕刊 六月十五日 夕刊定價一個一錢二部一錢

府評議會委員會で答申案を決定す

午後の本會議に上程

第八回評議會第二日の十五日は午前九時より長官公室に於て委員會を開催し、前日の答申及び討議について審議した結果左の如く決定を見たので、午後一時半より開かれた本會議にこれを附議した

統治に新生面を拓く要や緊切

決定した答申案

本島は既に領有以來四十年を閲し、その間施政の各方面に渡好なる發展を遂げ、實績の事物目を一新し、文物制度大いに備はるに至つた、然も時勢の推移に伴ひ教育、產業竝其の他各般の文化及び經濟的施設に付き益々適切なる改善擴充を行ひ、以つて本島統治に新生面を拓く要切なものあり

從來地方制度に改正を加へ、本島統治の根本方針に則り國民諸般の福祉を增進せられたるに鑑み、特に國民精神の作興、公共精神の涵養竝公民的訓練の實施は最も緊切なる事項と認む、依つて左の事項及施設に付一段の考慮あらんことを望む

第一、國民精神の作興

（一）各國體觀念を作興すること

（二）公共奉仕の美風を作興し、共生共榮の實を擧げ、產業の發達を圖ると共に之を基礎とする帝國精神の昂揚と社會の一員としての責務を觀得せしめること

（三）地方團體の訓練に力め、地方團體の健全なる發達を圖ること

（四）武德を發揚して銃後國防の力一致の實を擧げしめること

（五）武德發揚化德運動の活潑なる推進

第二、公共精神の涵養

（一）公共奉仕の美風を作興し、共生共榮の實を擧げ、產業の發達を圖ると共に之を基礎とする帝國精神の昂揚と社會の一員としての責務を觀得せしめること

（二）地方團體の訓練に力め、地方團體の健全なる發達を圖ること

（三）武德を發揚して銃後國防の力一致の實を擧げしめること

（四）武德發揚化德運動の活潑なる推進

第二、教育の改善振興

（一）初等教育の普及徹底を期し、地方財政の緩急を計り成るべく速に義務教育の實施に努め、公共團體をして之が實施を圓滑ならしむること

（二）公共團體の教育施設の充實を圖ること

（三）實業教育の振興を圖ること

（四）師範教育の改善を圖ること

（五）社會教育の普及を圖ること

（六）學校教育と社會教育との聯絡を圖ること

（七）學校教育の實際に適切ならしむること

（八）學校教育の實際に適切ならしむること

（九）學校教育の實際に適切ならしむること

（十）學校教育の實際に適切ならしむること

（十一）學校教育の實際に適切ならしむること

（十二）學校教育の實際に適切ならしむること

（十三）學校教育の實際に適切ならしむること

（十四）學校教育の實際に適切ならしむること

（十五）學校教育の實際に適切ならしむること

（十六）學校教育の實際に適切ならしむること

（十七）學校教育の實際に適切ならしむること

（十八）學校教育の實際に適切ならしむること

（十九）學校教育の實際に適切ならしむること

（二十）學校教育の實際に適切ならしむること

（二十一）學校教育の實際に適切ならしむること

（二十二）學校教育の實際に適切ならしむること

（二十三）學校教育の實際に適切ならしむること

（二十四）學校教育の實際に適切ならしむること

（二十五）學校教育の實際に適切ならしむること

（二十六）學校教育の實際に適切ならしむること

（二十七）學校教育の實際に適切ならしむること

（二十八）學校教育の實際に適切ならしむること

（二十九）學校教育の實際に適切ならしむること

（三十）學校教育の實際に適切ならしむること

（三十一）學校教育の實際に適切ならしむること

（三十二）學校教育の實際に適切ならしむること

（三十三）學校教育の實際に適切ならしむること

（三十四）學校教育の實際に適切ならしむること

（三十五）學校教育の實際に適切ならしむること

（三十六）學校教育の實際に適切ならしむること

（三十七）學校教育の實際に適切ならしむること

（三十八）學校教育の實際に適切ならしむること

（三十九）學校教育の實際に適切ならしむること

（四十）學校教育の實際に適切ならしむること

（四十一）學校教育の實際に適切ならしむること

（四十二）學校教育の實際に適切ならしむること

（四十三）學校教育の實際に適切ならしむること

（四十四）學校教育の實際に適切ならしむること

（四十五）學校教育の實際に適切ならしむること

（四十六）學校教育の實際に適切ならしむること

（四十七）學校教育の實際に適切ならしむること

（四十八）學校教育の實際に適切ならしむること

（四十九）學校教育の實際に適切ならしむること

（五十）學校教育の實際に適切ならしむること

（五十一）學校教育の實際に適切ならしむること

（五十二）學校教育の實際に適切ならしむること

（五十三）學校教育の實際に適切ならしむること

（五十四）學校教育の實際に適切ならしむること

（五十五）學校教育の實際に適切ならしむること

（五十六）學校教育の實際に適切ならしむること

（五十七）學校教育の實際に適切ならしむること

（五十八）學校教育の實際に適切ならしむること

（五十九）學校教育の實際に適切ならしむること

（六十）學校教育の實際に適切ならしむること

（六十一）學校教育の實際に適切ならしむること

（六十二）學校教育の實際に適切ならしむること

（六十三）學校教育の實際に適切ならしむること

（六十四）學校教育の實際に適切ならしむること

（六十五）學校教育の實際に適切ならしむること

（六十六）學校教育の實際に適切ならしむること

（六十七）學校教育の實際に適切ならしむること

（六十八）學校教育の實際に適切ならしむること

（六十九）學校教育の實際に適切ならしむること

（七十）學校教育の實際に適切ならしむること

（七十一）學校教育の實際に適切ならしむること

（七十二）學校教育の實際に適切ならしむること

（七十三）學校教育の實際に適切ならしむること

（七十四）學校教育の實際に適切ならしむること

（七十五）學校教育の實際に適切ならしむること

（七十六）學校教育の實際に適切ならしむること

（七十七）學校教育の實際に適切ならしむること

（七十八）學校教育の實際に適切ならしむること

（七十九）學校教育の實際に適切ならしむること

（八十）學校教育の實際に適切ならしむること

（八十一）學校教育の實際に適切ならしむること

（八十二）學校教育の實際に適切ならしむること

（八十三）學校教育の實際に適切ならしむること

（八十四）學校教育の實際に適切ならしむること

（八十五）學校教育の實際に適切ならしむること

（八十六）學校教育の實際に適切ならしむること

（八十七）學校教育の實際に適切ならしむること

（八十八）學校教育の實際に適切ならしむること

（八十九）學校教育の實際に適切ならしむること

（九十）學校教育の實際に適切ならしむること

（九十一）學校教育の實際に適切ならしむること

（九十二）學校教育の實際に適切ならしむること

（九十三）學校教育の實際に適切ならしむること

（九十四）學校教育の實際に適切ならしむること

（九十五）學校教育の實際に適切ならしむること

（九十六）學校教育の實際に適切ならしむること

（九十七）學校教育の實際に適切ならしむること

（九十八）學校教育の實際に適切ならしむること

（九十九）學校教育の實際に適切ならしむること

（百）學校教育の實際に適切ならしむること

（百一）學校教育の實際に適切ならしむること

（百二）學校教育の實際に適切ならしむること

（百三）學校教育の實際に適切ならしむること

（百四）學校教育の實際に適切ならしむること

（百五）學校教育の實際に適切ならしむること

（百六）學校教育の實際に適切ならしむること

（百七）學校教育の實際に適切ならしむること

（百八）學校教育の實際に適切ならしむること

（百九）學校教育の實際に適切ならしむること

（百十）學校教育の實際に適切ならしむること

（百十一）學校教育の實際に適切ならしむること

（百十二）學校教育の實際に適切ならしむること

（百十三）學校教育の實際に適切ならしむること

（百十四）學校教育の實際に適切ならしむること

（百十五）學校教育の實際に適切ならしむること

（百十六）學校教育の實際に適切ならしむること

（百十七）學校教育の實際に適切ならしむること

（百十八）學校教育の實際に適切ならしむること

（百十九）學校教育の實際に適切ならしむること

（百二十）學校教育の實際に適切ならしむること

（百二十一）學校教育の實際に適切ならしむること

（百二十二）學校教育の實際に適切ならしむること

（百二十三）學校教育の實際に適切ならしむること

（百二十四）學校教育の實際に適切ならしむること

（百二十五）學校教育の實際に適切ならしむること

（百二十六）學校教育の實際に適切ならしむること

（百二十七）學校教育の實際に適切ならしむること

（百二十八）學校教育の實際に適切ならしむること

（百二十九）學校教育の實際に適切ならしむること

（百三十）學校教育の實際に適切ならしむること

（百三十一）學校教育の實際に適切ならしむること

（百三十二）學校教育の實際に適切ならしむること

（百三十三）學校教育の實際に適切ならしむること

（百三十四）學校教育の實際に適切ならしむること

（百三十五）學校教育の實際に適切ならしむること

（百三十六）學校教育の實際に適切ならしむること

（百三十七）學校教育の實際に適切ならしむること

（百三十八）學校教育の實際に適切ならしむること

（百三十九）學校教育の實際に適切ならしむること

（百四十）學校教育の實際に適切ならしむること

（百四十一）學校教育の實際に適切ならしむること

（百四十二）學校教育の實際に適切ならしむること

（百四十三）學校教育の實際に適切ならしむること

（百四十四）學校教育の實際に適切ならしむること

（百四十五）學校教育の實際に適切ならしむること

（百四十六）學校教育の實際に適切ならしむること

（百四十七）學校教育の實際に適切ならしむること

（百四十八）學校教育の實際に適切ならしむること

（百四十九）學校教育の實際に適切ならしむること

（百五十）學校教育の實際に適切ならしむること

（百五十一）學校教育の實際に適切ならしむること

（百五十二）學校教育の實際に適切ならしむること

（百五十三）學校教育の實際に適切ならしむること

（百五十四）學校教育の實際に適切ならしむること

（百五十五）學校教育の實際に適切ならしむること

（百五十六）學校教育の實際に適切ならしむること

（百五十七）學校教育の實際に適切ならしむること

（百五十八）學校教育の實際に適切ならしむること

（百五十九）學校教育の實際に適切ならしむること

（百六十）學校教育の實際に適切ならしむること

（百六十一）學校教育の實際に適切ならしむること

（百六十二）學校教育の實際に適切ならしむること

（百六十三）學校教育の實際に適切ならしむること

（百六十四）學校教育の實際に適切ならしむること

（百六十五）學校教育の實際に適切ならしむること

（百六十六）學校教育の實際に適切ならしむること

（百六十七）學校教育の實際に適切ならしむること

（百六十八）學校教育の實際に適切ならしむること

（百六十九）學校教育の實際に適切ならしむること

（百七十）學校教育の實際に適切ならしむること

（百七十一）學校教育の實際に適切ならしむること

（百七十二）學校教育の實際に適切ならしむること

（百七十三）學校教育の實際に適切ならしむること

（百七十四）學校教育の實際に適切ならしむること

（百七十五）學校教育の實際に適切ならしむること

（百七十六）學校教育の實際に適切ならしむること

（百七十七）學校教育の實際に適切ならしむること

（百七十八）學校教育の實際に適切ならしむること

（百七十九）學校教育の實際に適切ならしむること

（百八十）學校教育の實際に適切ならしむること

（百八十一）學校教育の實際に適切ならしむること

（百八十二）學校教育の實際に適切ならしむること

（百八十三）學校教育の實際に適切ならしむること

（百八十四）學校教育の實際に適切ならしむること

（百八十五）學校教育の實際に適切ならしむること

（百八十六）學校教育の實際に適切ならしむること

（百八十七）學校教育の實際に適切ならしむること

（百八十八）學校教育の實際に適切ならしむること

（百八十九）學校教育の實際に適切ならしむること

（百九十）學校教育の實際に適切ならしむること

（百九十一）學校教育の實際に適切ならしむること

（百九十二）學校教育の實際に適切ならしむること

（百九十三）學校教育の實際に適切ならしむること

（百九十四）學校教育の實際に適切ならしむること

（百九十五）學校教育の實際に適切ならしむること

（百九十六）學校教育の實際に適切ならしむること

（百九十七）學校教育の實際に適切ならしむること

（百九十八）學校教育の實際に適切ならしむること

（百九十九）學校教育の實際に適切ならしむること

（二百）學校教育の實際に適切ならしむること

（二百一）學校教育の實際に適切ならしむること

（二百二）學校教育の實際に適切ならしむること

（二百三）學校教育の實際に適切ならしむること

（二百四）學校教育の實際に適切ならしむること

（二百五）學校教育の實際に適切ならしむること

（二百六）學校教育の實際に適切ならしむること

（二百七）學校教育の實際に適切ならしむること

（二百八）學校教育の實際に適切ならしむること

（二百九）學校教育の實際に適切ならしむること

（二百十）學校教育の實際に適切ならしむること

（二百十一）學校教育の實際に適切ならしむること

（二百十二）學校教育の實際に適切ならしむること

（二百十三）學校教育の實際に適切ならしむること

（二百十四）學校教育の實際に適切ならしむること

（二百十五）學校教育の實際に適切ならしむること

（二百十六）學校教育の實際に適切ならしむること

（二百十七）學校教育の實際に適切ならしむること

（二百十八）學校教育の實際に適切ならしむること

（二百十九）學校教育の實際に適切ならしむること

（二百二十）學校教育の實際に適切ならしむること

（二百二十一）學校教育の實際に適切ならしむること

（二百二十二）學校教育の實際に適切ならしむること

（二百二十三）學校教育の實際に適切ならしむること

（二百二十四）學校教育の實際に適切ならしむること

（二百二十五）學校教育の實際に適切ならしむること

（二百二十六）學校教育の實際に適切ならしむること

（二百二十七）學校教育の實際に適切ならしむること

（二百二十八）學校教育の實際に適切ならしむること

（二百二十九）學校教育の實際に適切ならしむること

（二百三十）學校教育の實際に適切ならしむること

（二百三十一）學校教育の實際に適切ならしむること

（二百三十二）學校教育の實際に適切ならしむること

（二百三十三）學校教育の實際に適切ならしむること

（二百三十四）學校教育の實際に適切ならしむること

（二百三十五）學校教育の實際に適切ならしむること

（二百三十六）學校教育の實際に適切ならしむること

（二百三十七）學校教育の實際に適切ならしむること

（二百三十八）學校教育の實際に適切ならしむること

（二百三十九）學校教育の實際に適切ならしむること

（二百四十）學校教育の實際に適切ならしむること

（二百四十一）學校教育の實際に適切ならしむること

（二百四十二）學校教育の實際に適切ならしむること

（二百四十三）學校教育の實際に適切ならしむること

（二百四十四）學校教育の實際に適切ならしむること

（二百四十五）學校教育の實際に適切ならしむること

（二百四十六）學校教育の實際に適切ならしむること

（二百四十七）學校教育の實際に適切ならしむること

（二百四十八）學校教育の實際に適切ならしむること

（二百四十九）學校教育の實際に適切ならしむること

（二百五十）學校教育の實際に適切ならしむること

（二百五十一）學校教育の實際に適切ならしむること

（二百五十二）學校教育の實際に適切ならしむること

（二百五十三）學校教育の實際に適切ならしむること

（二百五十四）學校教育の實際に適切ならしむること

（二百五十五）學校教育の實際に適切ならしむること

（二百五十六）學校教育の實際に適切ならしむること

（二百五十七）學校教育の實際に適切ならしむること

（二百五十八）學校教育の實際に適切ならしむること

（二百五十九）學校教育の實際に適切ならしむること

（二百六十）學校教育の實際に適切ならしむること

（二百六十一）學校教育の實際に適切ならしむること

（二百六十二）學校教育の實際に適切ならしむること

（二百六十三）學校教育の實際に適切ならしむること

（二百六十四）學校教育の實際に適切ならしむること

（二百六十五）學校教育の實際に適切ならしむること

（二百六十六）學校教育の實際に適切ならしむること

（二百六十七）學校教育の實際に適切ならしむること

（二百六十八）學校教育の實際に適切ならしむること

（二百六十九）學校教育の實際に適切ならしむること

（二百七十）學校教育の實際に適切ならしむること

（二百七十一）學校教育の實際に適切ならしむること

（二百七十二）學校教育の實際に適切ならしむること

（二百七十三）學校教育の實際に適切ならしむること

（二百七十四）學校教育の實際に適切ならしむること

（二百七十五）學校教育の實際に適切ならしむること

（二百七十六）學校教育の實際に適切ならしむること

（二百七十七）學校教育の實際に適切ならしむること

（二百七十八）學校教育の實際に適切ならしむること

（二百七十九）學校教育の實際に適切ならしむること

（二百八十）學校教育の實際に適切ならしむること

（二百八十一）學校教育の實際に適切ならしむること

（二百八十二）學校教育の實際に適切ならしむること

（二百八十三）學校教育の實際に適切ならしむること

（二百八十四）學校教育の實際に適切ならしむること

（二百八十五）學校教育の實際に適切ならしむること

（二百八十六）學校教育の實際に適切ならしむること

（二百八十七）學校教育の實際に適切ならしむること

（二百八十八）學校教育の實際に適切ならしむること

（二百八十九）學校教育の實際に適切ならしむること

（二百九十）學校教育の實際に適切ならしむること

（二百九十一）學校教育の實際に適切ならしむること

（二百九十二）學校教育の實際に適切ならしむること

（二百九十三）學校教育の實際に適切ならしむること

（二百九十四）學校教育の實際に適切ならしむること

（二百九十五）學校教育の實際に適切ならしむること

（二百九十六）學校教育の實際に適切ならしむること

（二百九十七）學校教育の實際に適切ならしむること

（二百九十八）學校教育の實際に適切ならしむること

（二百九十九）學校教育の實際に適切ならしむること

（三百）學校教育の實際に適切ならしむること

（三百一）學校教育の實際に適切ならしむること

（三百二）學校教育の實際に適切ならしむること

（三百三）學校教育の實際に適切ならしむること

（三百四）學校教育の實際に適切ならしむること

（三百五）學校教育の實際に適切ならしむること

（三百六）學校教育の實際に適切ならしむること

（三百七）學校教育の實際に適切ならしむること

（三百八）學校教育の實際に適切ならしむること

（三百九）學校教育の實際に適切ならしむること

（三百十）學校教育の實際に適切ならしむること

（三百十一）學校教育の實際に適切ならしむること

（三百十二）學校教育の實際に適切ならしむること

（三百十三）學校教育の實際に適切ならしむること

（三百十四）學校教育の實際に適切ならしむること

（三百十五）學校教育の實際に適切ならしむること

（三百十六）學校教育の實際に適切ならしむること

（三百十七）學校教育の實際に適切ならしむること

（三百十八）學校教育の實際に適切ならしむること

（三百十九）學校教育の實際に適切ならしむること

（三百二十）學校教育の實際に適切ならしむること

（三百二十一）學校教育の實際に適切ならしむること

（三百二十二）學校教育の實際に適切ならしむること

（三百二十三）學校教育の實際に適切ならしむること

（三百二十四）學校教育の實際に適切ならしむること

（三百二十五）學校教育の實際に適切ならしむること

（三百二十六）學校教育の實際に適切ならしむること

（三百二十七）學校教育の實際に適切ならしむること

（三百二十八）學校教育の實際に適切ならしむること

（三百二十九）學校教育の實際に適切ならしむること

（三百三十）學校教育の實際に適切ならしむること

（三百三十一）學校教育の實際に適切ならしむること

（三百三十二）學校教育の實際に適切ならしむること

（三百三十三）學校教育の實際に適切ならしむること

（三百三十四）學校教育の實際に適切ならしむること

（三百三十五）學校教育の實際に適切ならしむること

（三百三十六）學校教育の實際に適切ならしむること

（三百三十七）學校教育の實際に適切ならしむること

（三百三十八）學校教育の實際に適切ならしむること

（三百三十九）學校教育の實際に適切ならしむること

（三百四十）學校教育の實際に適切ならしむること

（三百四十一）學校教育の實際に適切ならしむること

（三百四十二）學校教育の實際に適切ならしむること

（三百四十三）學校教育の實際に適切ならしむること

（三百四十四）學校教育の實際に適切ならしむること

（三百四十五）學校教育の實際に適切ならしむること

（三百四十六）學校教育の實際に適切ならしむること

（三百四十七）學校教育の實際に適切ならしむること

（三百四十八）學校教育の實際に適切ならしむること

（三百四十九）學校教育の實際に適切ならしむること

（三百五十）學校教育の實際に適切ならしむること

（三百五十一）學校教育の實際に適切ならしむること

（三百五十二）學校教育の實際に適切ならしむること

（三百五十三）學校教育の實際に適切ならしむること

（三百五十四）學校教育の實際に適切ならしむること

（三百五十五）學校教育の實際に適切ならしむること

（三百五十六）學校教育の實際に適切ならしむること

（三百五十七）學校教育の實際に適切ならしむること

（三百五十八）學校教育の實際に適切ならしむること

（三百五十九）學校教育の實際に適切ならしむること

（三百六十）學校教育の實際に適切ならしむること

（三百六十一）學校教育の實際に適切ならしむること

（三百六十二）學校教育の實際に適切ならしむること

（三百六十三）學校教育の實際に適切ならしむること

（三百六十四）學校教育の實際に適切ならしむること

（三百六十五）學校教育の實際に適切ならしむること

（三百六十六）學校教育の實際に適切ならしむること

（三百六十七）學校教育の實際に適切ならしむること

（三百六十八）學校教育の實際に適切ならしむること

（三百六十九）學校教育の實際に適切ならしむること

（三百七十）學校教育の實際に適切ならしむること

（三百七十一）學校教育の實際に適切ならしむること

（三百七十二）學校教育の實際に適切ならしむること

（三百七十三）學校教育の實際に適切ならしむること

（三百七十四）學校教育の實際に適切ならしむること

（三百七十五）學校教育の實際に適切ならしむること

（三百七十六）學校教育の實際に適切ならしむること

（三百七十七）學校教育の實際に適切ならしむること

（三百七十八）學校教育の實際に適切ならしむること

（三百七十九）學校教育の實際に適切ならしむること

（三百八十）學校教育の實際に適切ならしむること

（三百八十一）學校教育の實際に適切ならしむること

（三百八十二）學校教育の實際に適切ならしむること

（三百八十三）學校教育の實際に適切ならしむること

（三百八十四）學校教育の實際に適切ならしむること

（三百八十五）學校教育の實際に適切ならしむること

（三百八十六）學校教育の實際に適切ならしむること

（三百八十七）學校教育の實際に適切ならしむること

（三百八十八）學校教育の實際に適切ならしむること

（三百八十九）學校教育の實際に適切ならしむること

（三百九十）學校教育の實際に適切ならしむること

（三百九十一）學校教育の實際に適切ならしむること

（三百九十二）學校教育の實際に適切ならしむること

（三百九十三）學校教育の實際に適切ならしむること

（三百九十四）學校教育の實際に適切ならしむること

（三百九十五）學校教育の實際に適切ならしむること

（三百九十六）學校教育の實際に適切ならしむること

（三百九十七）學校教育の實際に適切ならしむること

（三百九十八）學校教育の實際に適切ならしむること

（三百九十九）學校教育の實際に適切ならしむること

（四百）學校教育の實際に適切ならしむること

（四百一）學校教育の實際に適切ならしむること

（四百二）學校教育の實際に適切ならしむること

（四百三）學校教育の實際に適切ならしむること

（四百四）學校教育の實際に適切ならしむること

（四百五）學校教育の實際に適切ならしむること

（四百六）學校教育の實際に適切ならしむること

（四百七）學校教育の實際に適切ならしむること

（四百八）學校教育の實際に適切ならしむること

（四百九）學校教育の實際に適切ならしむること

（四百十）學校教育の實際に適切ならしむること

（四百十一）學校教育の實際に適切ならしむること

（四百十二）學校教育の實際に適切ならしむること

（四百十三）學校教育の實際に適切ならしむること

（四百十四）學校教育の實際に適切ならしむること

（四百十五）學校教育の實際に適切ならしむること

（四百十六）學校教育の實際に適切ならしむること

（四百十七）學校教育の實際に適切ならしむること

（四百十八）學校教育の實際に適切ならしむること

（四百十九）學校教育の實際に適切ならしむること

（四百二十）學校教育の實際に適切ならしむること

（四百二十一）學校教育の實際に適切ならしむること

（四百二十二）學校教育の實際に適切ならしむること

（四百二十三）學校教育の實際に適切ならしむること

（四百二十四）學校教育の實際に適切ならしむること

（四百二十五）學校教育の實際に適切ならしむること

（四百二十六）學校教育の實際に適切ならしむること

（四百二十七）學校教育の實際に適切ならしむること

（四百二十八）學校教育の實際に適切ならしむること

（四百二十九）學校教育の實際に適切ならしむること

（四百三十）學校教育の實際に適切ならしむること

（四百三十一）學校教育の實際に適切ならしむること

（四百三十二）學校教育の實際に適切ならしむること

（四百三十三）學校教育の實際に適切ならしむること

（四百三十四）學校教育の實際に適切ならしむること

（四百三十五）學校教育の實際に適切ならしむること

（四百三十六）學校教育の實際に適切ならしむること

（四百三十七）學校教育の實際に適切ならしむること

（四百三十八）學校教育の實際に適切ならしむること

（四百三十九）學校教育の實際に適切ならしむること

（四百四十）學校教育の實際に適切ならしむること

（四百四十一）學校教育の實際に適切ならしむること

（四百四十二）學校教育の實際に適切ならしむること

（四百四十三）學校教育の實際に適切ならしむること

（四百四十四）學校教育の實際に適切ならしむること

（四百四十五）學校教育の實際に適切ならしむること

（四百四十六）學校教育の實際に適切ならしむること

（四百四十七）學校教育の實際に適切ならしむること

（四百四十八）學校教育の實際に適切ならしむること

（四百四十九）學校教育の實際に適切ならしむること

（四百五十）學校教育の實際に適切ならしむること

（四百五十一）學校教育の實際に適切ならしむること

（四百五十二）學校教育の實際に適切ならしむること

（四百五十三）學校教育の實際に適切ならしむること

（四百五十四）學校教育の實際に適切ならしむること

（四百五十五）學校教育の實際に適切ならしむること

（四百五十六）學校教育の實際に適切ならしむること

（四百五十七）學校教育の實際に適切ならしむること

（四百五十八）學校教育の實際に適切ならしむること

（四百五十九）學校教育の實際に適切ならしむること

（四百六十）學校教育の實際に適切ならしむること

（四百六十一）學校教育の實際に適切ならしむること

（四百六十二）學校教育の實際に適切ならしむること

（四百六十三）學校教育の實際に適切ならしむること

（四百六十四）學校教育の實際に適切ならしむること

（四百六十五）學校教育の實際に適切ならしむること

（四百六十六）學校教育の實際に適切ならしむること

（四百六十七）學校教育の實際に適切ならしむること

（四百六十八）學校教育の實際に適切ならしむること

（四百六十九）學校教育の實際に適切ならしむること

（四百七十）學校教育の實際に適切ならしむること

（四百七十一）學校教育の實際に適切ならしむること

（四百七十二）學校教育の實際に適切ならしむること

（四百七十三）學校教育の實際に適切ならしむること

（四百七十四）學校教育の實際に適切ならしむること

（四百七十五）學校教育の實際に適切ならしむること

（四百七十六）學校教育の實際に適切ならしむること

（四百七十七）學校教育の實際に適切ならしむること

（四百七十八）學校教育の實際に適切ならしむること

（四百七十九）學校教育の實際に適切ならしむること

（四百八十）學校教育の實際に適切ならしむること

（四百八十一）學校教育の實際に適切ならしむること

（四百八十二）學校教育の實際に適切ならしむること

（四百八十三）學校教育の實際に適切ならしむること

（四百八十四）學校教育の實際に適切ならしむること

（四百八十五）學校教育の實際に適切ならしむること

（四百八十六）學校教育の實際に適切ならしむること

（四百八十七）學校教育の實際に適切ならしむること

（四百八十八）學校教育の實際に適切ならしむること

（四百八十九）學校教育の實際に適切ならしむること

（四百九十）學校教育の實際に適切ならしむること

（四百九十一）學校教育の實際に適切ならしむること

（四百九十二）學校教育の實際に適切ならしむること

（四百九十三）學校教育の實際に適切ならしむること

（四百九十四）學校教育の實際に適切ならしむること

（四百九十五）學校教育の實際に適切ならしむること

（四百九十六）學校教育の實際に適切ならしむること

（四百九十七）學校教育の實際に適切ならしむること

（四百九十八）學校教育の實際に適切ならしむること

（四百九十九）學校教育の實際に適切ならしむること

（五百）學校教育の實際に適切ならしむること

（五百一）學校教育の實際に適切ならしむること

（五百二）學校教育の實際に適切ならしむること

（五百三）學校教育の實際に適切ならしむること

（五百四）學校教育の實際に適切ならしむること

（五百五）學校教育の實際に適切ならしむること

（五百六）學校教育の實際に適切ならしむること

（五百七）學校教育の實際に適切ならしむること

（五百八）學校教育の實際に適切ならしむること

（五百九）學校教育の實際に適切ならしむること

（五百十）學校教育の實際に適切ならしむること

（五百十一）學校教育の實際に適切ならしむること

（五百十二）學校教育の實際に適切ならしむること

（五百十三）學校教育の實際に適切ならしむること

（五百十四）學校教育の實際に適切ならしむること

（五百十五）學校教育の實際に適切ならしむること

（五百十六）學校教育の實際に適切ならしむること

（五百十七）學校教育の實際に適切ならしむること

（五百十八）學校教育の實際に適切ならしむること

（五百十九）學校教育の實際に適切ならしむること

（五百二十）學校教育の實際に適切ならしむること

（五百二十一）學校教育の實際に適切ならしむること

（五百二十二）學校教育の實際に適切ならしむること

（五百二十三）學校教育の實際に適切ならしむること

（五百二十四）學校教育の實際に適切ならしむること

（五百二十五）學校教育の實際に適切ならしむること

（五百二十六）學校教育の實際に適切ならしむること

（五百二十七）學校教育の實際に適切ならしむること

（五百二十八）學校教育の實際に適切ならしむること

（五百二十九）學校教育の實際に適切ならしむること

（五百三十）學校教育の實際に適切ならしむること

（五百三十一）學校教育の實際に適切ならしむること

（五百三十二）學校教育の實際に適切ならしむること

（五百三十三）學校教育の實際に適切ならしむること

（五百三十四）學校教育の實際に適切ならしむること

（五百三十五）學校教育の實際に適切ならしむること

（五百三十六）學校教育の實際に適切ならしむること

（五百三十七）學校教育の實際に適切ならしむること

（五百三十八）學校教育の實際に適切ならしむること

（五百三十九）學校教育の實際に適切ならしむること

（五百四十）學校教育の實際に適切ならしむること

（五百四十一）學校教育の實際に適切ならしむること

（五百四十二）學校教育の實際に適切ならしむること

（五百四十三）學校教育の實際に適切ならしむること

（五百四十四）學校教育の實際に適切ならしむること

（五百四十五）學校教育の實際に適切ならしむること

（五百四十六）學校教育の實際に適切ならしむること

（五百四十七）學校教育の實際に適切ならしむること

（五百四十八）學校教育の實際に適切ならしむること

（五百四十九）學校教育の實際に適切ならしむること

（五百五十）學校教育の實際に適切ならしむること

（五百五十一）學校教育の實際に適切ならしむること

（五百五十二）學校教育の實際に適切ならしむること

（五百五十三）學校教育の實際に適切ならしむること

（五百五十四）學校教育の實際に適切ならしむること

（五百五十五）學校教育の實際に適切ならしむること

（五百五十六）學校教育の實際に適切ならしむること

（五百五十七）學校教育の實際に適切ならしむること

（五百五十八）學校教育の實際に適切ならしむること

（五百五十九）學校教育の實際に適切ならしむること

（五百六十）學校教育の實際に適切ならしむること

（五百六十一）學校教育の實際に適切ならしむること

（五百六十二）學校教育の實際に適切ならしむること

（五百六十三）學校教育の實際に適切ならしむること

（五百六十四）學校教育の實際に適切ならしむること

（五百六十五）學校教育の實際に適切ならしむること

（五百六十六）學校教育の實際に適切ならしむること

（五百六十七）學校教育の實際に適切ならしむること

（五百六十八）學校教育の實際に適切ならしむること

（五百六十九）學校教育の實際に適切ならしむること

（五百七十）學校教育の實際に適切ならしむること

（五百七十一）學校教育の實際に適切ならしむること

（五百七十二）學校教育の實際に適切ならしむること

（五百七十三）學校教育の實際に適切ならしむること

（五百七十四）學校教育の實際に適切ならしむること

（五百七十五）學校教育の實際に適切ならしむること

（五百七十六）學校教育の實際に適切ならしむること

（五百七十七）學校教育の實際に適切ならしむること

（五百七十八）學校教育の實際に適切ならしむること

（五百七十九）學校教育の實際に適切ならしむること

（五百八十）學校教育の實際に適切ならしむること

（五百八十一）學校教育の實際に適切ならしむること

（五百八十二）學校教育の實際に適切ならしむること

（五百八十三）學校教育の實際に適切ならしむること

（五百八十四）學校教育の實際に適切ならしむること

（五百八十五）學校教育の實際に適切ならしむること

（五百八十六）學校教育の實際に適切ならしむること

（五百八十七）學校教育の實際に適切ならしむること

（五百八十八）學校教育の實際に適切ならしむること

（五百八十九）學校教育の實際に適切ならしむること

（五百九十）學校教育の實際に適切ならしむること

（五百九十一）學校教育の實際に適切ならしむること

（五百九十二）學校教育の實際に適切ならしむること

（五百九十三）學校教育の實際に適切ならしむること

（五百九十四）學校教育の實際に適切ならしむること

（五百九十五）學校教育の實際に適切ならしむること

（五百九十六）學校教育の實際に適切ならしむること

（五百九十七）學校教育の實際に適切ならしむること

（五百九十八）學校教育の實際に適切ならしむること

（五百九十九）學校教育の實際に適切ならしむること

（六百）學校教育の實際に適切ならしむること

（六百一）學校教育の實際に適切ならしむること

（六百二）學校教育の實際に適切ならしむること

（六百三）學校教育の實際に適切ならしむること

（六百四）學校教育の實際に適切ならしむること

（六百五）學校教育の實際に適切ならしむること

（六百六）學校教育の實際に適切ならしむること

（六百七）學校教育の實際に適切ならしむること

（六百八）學校教育の實際に適切ならしむること

（六百九）學校教育の實際に適切ならしむること

（六百十）學校教育の實際に適切ならしむること

（六百十一）學校教育の實際に適切ならしむること

（六百十二）學校教育の實際に適切ならしむること

（六百十三）學校教育の實際に適切ならしむること

（六百十四）學校教育の實際に適切ならしむること

（六百十五）學校教育の實際に適切ならしむること

（六百十六）學校教育の實際に適切ならしむること

（六百十七）學校教育の實際に適切ならしむること

（六百十八）學校教育の實際に適切ならしむること

（六百十九）學校教育の實際に適切ならしむること

（六百二十）學校教育の實際に適切ならしむること

（六百二十一）學校教育の實際に適切ならしむること

（六百二十二）學校教育の實際に適切ならしむること

（六百二十三）學校教育の實際に適切ならしむること

（六百二十四）學校教育の實際に適切ならしむること

（六百二十五）學校教育の實際に適切ならしむること

（六百二十六）學校教育の實際に適切ならしむること

（六百二十七）學校教育の實際に適切ならしむること

（六百二十八）學校教育の實際に適切ならしむること

（六百二十九）學校教育の實際に適切ならしむること

（六百三十）學校教育の實際に適切ならしむること

（六百三十一）學校教育の實際に適切ならしむること

（六百三十二）學校教育の實際に適切ならしむること

（六百三十三）學校教育の實際に適切ならしむること

（六百三十四）學校教育の實際に適切ならしむること

（六百三十五）學校教育の實際に適切ならしむること

（六百三十六）學校教育の實際に適切ならしむること

（六百三十七）學校教育の實際に適切ならしむること

（六百三十八）學校教育の實際に適切ならしむること

（六百三十九）學校教育の實際に適切ならしむること

（六百四十）學校教育の實際に適切ならしむること

（六百四十一）學校教育の實際に適切ならしむること

（六百四十二）學校教育の實際に適切ならしむること

（六百四十三）學校教育の實際に適切ならしむること

（六百四十四）學校教育の實際に適切ならしむること

（六百四十五）學校教育の實際に適切ならしむること

（六百四十六）學校教育の實際に適切ならしむること

（六百四十七）學校教育の實際に適切ならしむること

（六百四十八）學校教育の實際に適切ならしむること

（六百四十九）學校教育の實際に適切ならしむること

（六百五十）學校教育の實際に適切ならしむること

（六百五十一）學校教育の實際に適切ならしむること

（六百五十二）學校教育の實際に適切ならしむること

（六百五十三）學校教育の實際に適切ならしむること

（六百五十四）學校教育の實際に適切ならしむること

（六百五十五）學校教育の實際に適切ならしむること

（六百五十六）學校教育の實際に適切ならしむること

（六百五十七）學校教育の實際に適切ならしむること

（六百五十八）學校教育の實際に適切ならしむること

（六百五十九）學校教育の實際に適切ならしむること

（六百六十）學校教育の實際に適切ならしむること

（六百六十一）學校教育の實際に適切ならしむること

（六百六十二）學校教育の實際に適切ならしむること

（六百六十三）學校教育の實際に適切ならしむること

（六百六十四）學校教育の實際に適切ならしむること

（六百六十五）學校教育の實際に適切ならしむること

（六百六十六）學校教育の實際に適切ならしむること

（六百六十七）學校教育の實際に適切ならしむること

（六百六十八）學校教育の實際に適切ならしむること

（六百六十九）學校教育の實際に適切ならしむること

（六百七十）學校教育の實際に適切ならしむること

（六百七十一）學校教育の實際に適切ならしむること

（六百七十二）學校教育の實際に適切ならしむること

（六百七十三）學校教育の實際に適切ならしむること

（六百七十四）學校教育の實際に適切ならしむること

（六百七十五）學校教育の實際に適切ならしむること

（六百七十六）學校教育の實際に適切ならしむること

（六百七十七）學校教育の實際に適切ならしむること

（六百七十八）學校教育の實際に適切ならしむること

（六百七十九）學校教育の實際に適切ならしむること

（六百八

ボートを降して悠々海底を測量？

ジユノウ號が馬公入港前の怪行爲を漁夫が實見

榮福丸船長の取調開始

【高雄電話】 爾船ジユノウ號船舶法違反事件の上告期間最終日たる十五日に至りジユノウ號が去る四月七日馬公入港の直前の行動に關し次の如き新事實が判明するに至つた即ち、高雄市内に於て怪船ジユノウ號が去る四月七日馬公港に入る前に高雄を距る西北方三十海里澎湖島東吉嶼の南東四十海里の海上を游弋しデツキボードを下して海底を測量中を高雄市哨船町三の二五安榮榮之助所有榮福丸（二五馬力）船長安榮榮熊（三八）以下乘組員八名が附近海上に航行して現認したとの風評專らにて十三日午前十一時高雄を出漁した同漁船が當局に呼び戻されたものか或は何等かの事情により自發的に引返したものか不明であるが十四日午後八時急遽歸高したので州警務部高等課員は十五日朝同船長を自動車に乘せ何れかに引致し取調べを開始した

ジユノウ號なる事船形で間違ひない

乘組の漁夫全部が見た

榮福丸の船長語る

【高雄電話】 榮福丸船長安榮榮熊（三八）は語る

僕の生れ故郷は澎湖島の馬公港で、家には老母と妻子があります。僕は十四歳の時から漁船に乘つて居ますが、今迄に一度も密漁をした事はありません。今回の事件は全く僕の過失から起つたもので、何とも申譯がありません。

僕の船は十五馬力で、乘組員は僕を入れて八人です。四月七日午前十時頃、東吉嶼の南東四十海里の海上で漁業をしてゐました。すると突然ジユノウ號が近寄つて來て、デツキボードを下して海底を測量してゐるのを發見しましたが、ジユノウ號は帝國軍艦の標識を掲げてゐるし、且つ漁業中であつたので深く氣にも止めなかつた。今から考へれば海底を測量してゐたのではなからうかと思はれる形が他の商船と異つてゐるので見當のみならず乘組全員も現認したのであるからジユノウ號であつたことは間違ない。當時ジユノウ號が帝國南方の軍艦を視ふるやに見受けられるものと分れはその不法を見逃めるが當然であつたが法に違反である云々

傭船の出港届書並に船舶出港檢査濟證書等は本船の船長が提出し檢査を受けたるものの如く、且つ本船は吉嶼朱高雄法院支部檢察官と澎湖廳警察分駐所との間を往復して數回に亘り出港檢査を受けたるものなりと云ふ

【東京十五日發】 十四日夜の帝國議會衆議院本會議は、豫算委員會の審議報告に關し、豫算委員會は豫算委員會で決定せる豫算委員會設置に關する件を可決した。

【東京十五日發】 十四日の帝國議會衆議院

日文 臺灣日日新報

親鸞聖人（238）

吉川英治作　山村耕花畫

女人篇

離山（五）

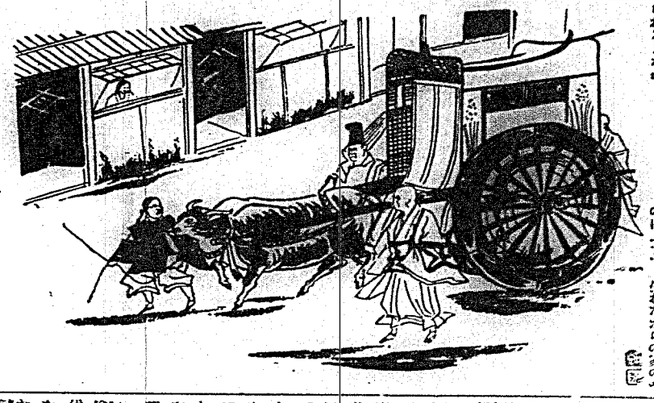

雛の白川口には、一輪の車が待つてゐた。二人の雛子と牛飼の男が、そばの雲雀に眺をすまして、さびしげに空を見てゐる。

そこへ、叡山離とも反魔とも知れぬ一団の僧兵を背に負ひ、杖をついてとぼ〳〵と赤貧の姿から下りてくる法師があつた。足もとの様子で四人と見たので、蔭の中から雛子が、

「法住坊さん、車があるえ」

と、気をつけてやる。

首の法師は杖をとめて、

「ありがたい」

背を伸ばし、笠を仰いで、

「どなたのお車ですか。」

「親光院の御門跡さまが、山をお下りになるんです」

「あ！……親鸞どのが、山を離れられるとか。」

牛飼の男が、つぶやいた時、雛れ合つてゐた雛子たちが、

「あっ。お見おろや。」

と立ち上つた。

親鸞を慕つて、絶えず御前に降りてくる親鸞の姿や、その他の聖への人々が見え初めたのである。雛の頭をあげて、牛飼は「もう」の位置を回き更へる。

（前號離山の場は、半日の間に、叡山ひろがつてゐた。ひそかに、彼へ私淑してゐる人々だの、彼の身を案づかつてゐる法縁だの、又、一部の俊徳の人々だのが、途中から見送りに従つて、いつの間にか、眞つ黒な人の親鸞のうしろに隊を作つてゐた。

その人々へ向つて、親鸞に、師の命を伝へてから、親鸞は、車の中へ移つた。彼の膝には、この時すでに、十歳の孝かの二十九歳のけふまで、住れながらの家のやうに、又、血みどろな修行の場として来た、叡山に別して、永遠の訣別を告げてゐるのであつたが、変る人々は、何も気づかなかつた。

「親鸞御前、おすこやかに。」

「又のお移りを待つぞ」

などと云つた。

車がゆるぎだすと、白川の上にも、如意ヶ嶽のそこにも、白い霧のなかれが屋根のつたく揺らいでゐた。そして、どこからともなく赤々と西綾を引く雁の音がきこえて来た。

「お、親鸞の吉祥する。…加古川の出品の大作二幅、及び眞筆出品一覧表日の様右門門」等は、大和

生物學的に見たる下博士像　長谷川路可氏作

臺日俚諺

△一つ百分にして破れ鍋に綴蓋（新世帯　桑北　八起）

△鰯も頭も信心から（新世帯　桑北　八起）

△鰯の頭も信心から（新世帯　桑北　八起）

△鰯の頭も信心から（新世帯　桑北　八起）

△鰯の

總督府評議會續報

兵役法實施多述希望

初日午後熱心對諸問答申

第八回總督府評議會第一日午後。總午前于一時再開。各會員熱烈答申意見大體關南洋發展來。及刷改正制度主旨。涵養國民精神竝公共心。實施親族相續法。對祭祀公業神明會之取締法規制度等皆見口同意。殊如本島人會員、要望兵役法實施者蓋因有識者間、對國防有自覺責任。各會員答申之要旨。

郭廷俊氏。國語普及爲急務。而其一策。使產組開國語講習會。促各種教化團體活動。聘金劍度廢北。部落生活改善民事調停移管于法院。親族相續法施行。

木村泰治氏。贊成午前中河村松岡兩氏之說。而加敷衍、以南華南洋發展、望于東洋之地位。以高雄爲自由港如何。如能實現、則高雄當至香港以上之發展、又如現在之華南銀行。雖期十分發展。必須創立拓殖會社與木村君同感。地方制度改正不無誤解者。故有十分徹底必要。又促進占本島五分二之蕃地開發。而使拓殖會社辦理。亦屬一方法。

津田毅一氏。南華南洋發展。必要新設航路、對臺灣未施行之法律。親族相續。戶籍。信託。借地。借家法之諸法律爲之制度。民事調停移管于法院。保甲制度改善。教育普及固佳。唯義務教育。遽難贊成。

濁水淡。下淡水溪架橋其他交通改善施設等。

小松吉久氏、重要答申要項。大體諒位意見已盡之。余則拾其脫落者。

就郡幹分隸。保甲制度改善。臺北一高女改爲五年制。對私立學校國庫補助。博覽會開會之際優遇島外來客。又內地人移民增加。合于臺灣統治根本義。故對官有地拂下等。希加留意。

坂本素魯哉氏。南華南洋之等展。如川村總督所計畫。總督躬往視察爲最要。拓殖會社之創立赤貧皮。爲恩想善導。于各市街庄。建立神社

臺灣王英化。

梅野清太氏、義務教育之實施。中等學校之增設。余亦同感。希于東部新設中等學校。

宮本一學氏。海外發展策。創立拓殖會社。與木村君同感。地方制度改正不無誤解者。故有十分徹底必要。又促進占本島五分二之蕃地開發。而使拓殖會社辦理。亦屬一方法。

臺灣王英化。

梅野清太氏、義務教育之實施。中等學校之增設。余亦同感。希于東部新設中等學校。

宮本一學氏。海外發展策。創立拓殖會社。與木村君同感。地方制度改正不無誤解者。故有十分徹底必要。又促進占本島五分二之蕃地開發。而使拓殖會社辦理。亦屬一方法。

津田毅一氏。南華南洋發展。必要新設航路、對臺灣未施行之法律。親族相續。戶籍。信託。借地。借家法之諸法律爲之制度。民事調停移管于法院。保甲制度改善。教育普及固佳。唯義務教育。遽難贊成。

濁水淡。下淡水溪架橋其他交通改善施設等。

小松吉久氏、重要答申要項。大體諒位意見已盡之。余則拾其脫落者。

就郡幹分隸。保甲制度改善。臺北一高女改爲五年制。對私立學校國庫補助。博覽會開會之際優遇島外來客。又內地人移民增加。合于臺灣統治根本義。故對官有地拂下等。希加留意。

坂本素魯哉氏。南華南洋之等展。如川村總督所計畫。總督躬往視察爲最要。拓殖會社之創立赤貧皮。爲恩想善導。于各市街庄。建立神社

村。顏、簡、坂本、李、宮本、黃、平山、陳等十一氏。至午後四時十五分。本會議終了。乃于是官公室。開委員會。以小濱委員爲主査審議。該答申意見之審議。于十五日午前九時再開委員會。午後一時開本會議。又是日不發言者。臺北三好。林熊徵。黃維鴻。

總督招待評議員會

中川總督。十四日午後六時半。招待評議會員于官邸、開晚餐會。各一長及知事市尹等爲陪客。

多輸出滿洲藝蔬激增

臺北州下蔬菜栽培熱。近年急激發展。因輸出滿洲。近年急激增加。九年中總耕作面積七千四百一十二甲。位二百三十四萬五千圓。比前年耕作面積加增四百七十甲。價額加增四萬七十圓。其價格細目。根菜類三千六萬三千圓。葉菜類六十八萬圓。葉花菜類八十一萬六千圓。果菜類四十八萬六千圓云

競翔大會

本日溪州基隆

第二回臺灣南北部聯合傳書鳩競翔大會。由本社後援之下。獲高雄鳩會、臺南樂鳩會。新竹鳩友會。臺北樂鳩會。瀧鳩會。基隆鳩會。同好鳩會參加。臺北參加鳩會。新竹參加鳩。臺南參加鳩。臺北參加鳩。在溪州驛前。臺南參加鳩。在基隆驛。高雄參加鳩。在大稻埕陳祖剛前。爲放鳩地。午前七時。一齊出發放鳩地及決勝點各由本社員其他立會。嚴密審查云

經濟外交會

支部長會

改爲經濟協會

臺灣經濟倶樂部。昨廿四日午後三時。在臺北市太平町奧精舘珠店。開本部幹部。及支部長聯席會議。由中川總督出席。清波氏。起述開會趣旨。次決議左記事項。至午後四時。散會。

一、本會々名。變更爲臺灣經濟協會。

二、發行月刊會報。名稱爲臺灣經濟倶樂部。

三、對各支部募集國防獻金四、整理不良指定旅館。並再更新指定之也。

吉野村部落設農事組合

團體指導

吉野村。今回同村全部落農事實行組合。從來農業落後。對各種指導。皆個爲人。今回以團體的徹底的指導之。去十日起三日間。開農事研究座談會。今後每月按舉一回。以資農事改善云。

一水流腦患者發生

徹底的豫防

員林郡二水庄二水人。呂萬枝之長男呂阿坤。年十四。去六月十二日罹病。到彰化。入野口醫院治療。及永靖、社頭。田中。二林。溪州。員林。北斗。埔鹽。竹塘。永靖各派出所員。多數到現場。互全庄下調查健康。一面對附近施行大消毒。或豫防注射等。期徹底的防遏之云。

源成農場

對蔗農紛糾

開妥協會議

臺誌本報之北斗郡二林庄竊磁。合資會社三五公司源成農場製糖所。對個人間。甘蔗原料買收價格不當事件。其後雖經當局斡旋。然會社乃不反省。倘固執高壓態度。故蔗農等不得已。於去六月五日。再開個人代表磋商會。議決開各部落小作人懇談會。講究最後對策。及作成陳情書。向本社陳情。小林主事聞及。知事勢不好。大起恐慌。並派出所員。然有似乎一線曙光。議至午後五時半散會。開近日中。將再開磋商會。招請州松野勤業課長。都右黑勤業係主任。及郡下明糖及鹽糖兩社之原料買收價格標準。出爲斡旋。期待善處之云。

瀛社例會

延於來廿三日

瀛社例會。原訂既報本期滿社例會。來十七日。欲假新店公會堂開催。因同日恰逢始政紀念日。有種々行事。社員中多不得出席。乃延於來二十三日午後一時。仍在該公會堂開催。希社員多數出席。又前報恒東者中劉新傳。乃劉萬傳氏之誤植云。

憤夫放蕩

少婦自盡

嘉義市元町四丁目一五八連轉手黃振興之妻黃康氏金堆。年二十三。去十三日午後十時。在其臥房。以腰帶懸自盡。聞日二年前結婚以來。日夜沈湎酒色。幸平其姑憐愛。是以忍耐。覺其回頭。然至今全無改悛。且再眷戀女給金堆。至此悲絕。謀欲自盡。聞平來將嫁時粧奩脫賣充。至十三日化爲灰燼時。衣裳全部換新。而夫進興之寫眞及芙蓉。悔于衣裳中。左手執扇。右手持日傘。然後投良云。

臺南鄉軍分會幹部會

決開強調國防講演

對泗濃號事件決議

臺南鄉軍分會。爲對泗濃號事件。決議斡辯護人。去十四日午後二時半。余總分會長。笹野副分會長。外理事十名。集于分會館。磋商今後態度。一致決定照決議文方針。以國會獨自立場、開講演會。擁護軍族。及強調國防觀念。至三時半散會。

行政官立場

欲表意思

既報臺南市協議會員十一名。關泗濃號事件。問古澤市尹。「開臺南民心」。果係事實否。其後再訪今川知事。報告事情。並求諒解。右據今川知事。所談如左

松岡富雄氏。臺灣一周道路之完成。成亦佳。而此際則期橫斷道路實現開鑿南華兩洋之金融機關改善。余有私案。此則以半官半民。創立資本金六千五百萬圓會社。

荒木正次郎氏。阿猴廳路連。法國領有四十數年間。于一九一七年。復歸法國時。其處之壯圖。全部非德語不解。而臺灣已屆始政四十周年。國語普及。一向不四日發表之公債所有者分布狀況。我國公債。大部分集於銀行其他金融機關之手。公債政策。國滑運行。專待金融政策平正指導。欲測定公債消化力之限度。必查金融界之動向所關係項如左。

一、銀行預金貸出之推移。

一、金利之狀況。

一、公債投資與預金與下之範圍

一、公債市價之安定度。

一、產業界其他資金之需要。

員林郡街庄長會議

後續論農國校規程改正

員林郡。去六月十四日午前九時起。在郡會議室。開街庄長會議。出席者除郡幹部。及支部長聯席會議員林街庄長張華。詩埔鹽庄長康傳。兩氏而外。七庄長竝吉議員林。和田埔鹽兩助役等出席。豐澤郡守。爲議長。先行訓示後。入左紀議事。

▲指示事項。一、地方制度趣旨及關係法令周知所關之件外二十四件。

原案得滿場可決

員林郡。去六月十四日午前九時起。在郡會議室。開街庄長會議。出席者除郡幹部。及支部長聯席會議員林街庄長張華。詩埔鹽庄長康傳。兩氏而外。七庄長竝吉議員林。和田埔鹽兩助役等出席。豐澤郡守。爲議長。先行訓示後。入左紀議事。

▲指示事項。一、地方制度趣旨及關係法令周知所關之件外二十四件。

料公債消化力限度

必要查金融界動向

增發主因在國防費膨脹

東京十五日電。高橋藏相一、國際間資本之移動。一面現之今日我國財政。公債增發之主因。在國防費之膨脹。結局且藉內外政治關係之調整。而俟所需非急時之解消。以謀歲出之減少。期待公債消化力之安定云。

中國初代大使

來二十日將內

捧呈國書

東京十五日電。駐日中華民國初代大使。在任中昇任之蔣作賓氏。頃因本國政府主席林森氏信任狀已到訂來二十日午前。乘宮中所備儀裝馬車。參內。於宮中謁見屋門。奉田外相、設午宴部長官待立之際。謁見皇后陛下。恭請慈安。

新帝展規定

審議決定

異舊帝展規定

東京十五日電。十四日帝國美術院總會、因不無誤解者。故有十分徹底必要。又促進占本島五分二之蕃地開發。而使拓殖會社辦理。亦屬一方法。

津田毅一氏。南華南洋發展。必要新設航路、對臺灣未施行之法律。親族相續。戶籍。信託。借地。借家法之諸法律爲之制度。民事調停移管于法院。保甲制度改善。教育普及固佳。唯義務教育。遽難贊成。

濁水淡。下淡水溪架橋其他交通改善施設等。

小松吉久氏、重要答申要項。大體諒位意見已盡之。余則拾其脫落者。

就郡幹分隸。保甲制度改善。臺北一高女改爲五年制。對私立學校國庫補助。博覽會開會之際優遇島外來客。又內地人移民增加。合于臺灣統治根本義。故對官有地拂下等。希加留意。

坂本素魯哉氏。南華南洋之等展。如川村總督所計畫。總督躬往視察爲最要。拓殖會社之創立赤貧皮。爲恩想善導。于各市街庄。建立神社

見天皇陛下。恭呈信任狀畢、次夫人同伴。謁見皇后陛下。恭請慈安云。

新帝展規定

審議決定

異舊帝展規定

東京十五日電。十四日帝國美術院總會。議論紛糾。午後八時。一旦休憩。約五時久。松田文相。吉田政務次官。赤司專門部務局長等。行諮詢運動。黃帝展系皆反對派。亦遂審查協同不開建議書。今晚答時。午開總會。文部當局。告以今年度第一回展覽會。

(丁)帝國美術院。指定之人。爲無鑑查。百名以內。

(戊)展覽會規定設附則。此後限二回。得無鑑查出品。

舊帝展推薦者。其他于豫園體。無鑑查者於新帝院各部會。考慮而推薦者、

初回新帝展明春開

文相以下諒解運動奏效

今朝撤回不開建議書

東京十五日電。十四日夜審議改一部問題。必要時日總會開會。既遂起。作品三品。不無障礙。請至四春二、三月頃。開日永審、影刻。工藝品展覽會。得會員贊同。審開突破。發時四十五分散會云。

磯谷少將歸還

既與華方折衝

磯谷少將。十四日電。磯谷少將

人事

▲臺灣總督府（十四日決定）

會事

▲逓信局（十四日決定）

▲臺灣軍司令部（十四日決定）

南投

菜種檢查

南投郡下。以左記日程舉行本年度第一期菜種檢查。

▲十八日包埔。十一時。▲十九日北投。十一時。▲二十日名間。十一時。▲廿一日集集。十一時。▲廿二日竹山。十一時。▲廿三日鹿谷。十一時。▲廿四日水里。十一時。▲廿五日埔里。十一時。▲廿六日國姓。十一時。▲廿七日草屯。十一時。▲廿八日南投。十一時。▲廿九日中寮。十一時。▲三十日南投。十一時。

神社致祭

彰化神社。訂來十七日午前八時。在該社殿。執行始政紀念祭。

命案送局

去十日午前八時。在彰化郡和美庄番仔溝陌上。看起殺人事件。主犯郭金率。年二十四。無職住番目黃司法主任報告。已否一說落。十五日午前八時。由北斗手島兩巡查部長。添一件貨類。逃于該中被看局前逃。

▲十八日包埔十一時。▲十九日北投。十一時。▲二十日名間。十一時。▲廿一日集集。十一時。▲廿二日竹山。十一時。▲廿三日鹿谷。十一時。▲廿四日水里。十一時。▲廿五日埔里。十一時。▲廿六日國姓。十一時。▲廿七日草屯。十一時。▲廿八日南投。十一時。▲廿九日中寮。十一時。▲三十日南投。十一時。

嘉義

背夫私奔

嘉義郡鹿滋庄三二黃姓妻之妻黃涂氏英。年二十一。昨年四月中。無故私奔無蹤。本人提出捜索願。近日發見。與同郡番路庄公田二林年。年二十五同居中。去十二日對同郡警察課。提出通緣告訴。

刑事捕盜

新營郡新營街新營二四五前科一犯楊案。年二十五。自去四月。于郡下到處行竊。被同郡鹽水街倉前。同郡新營街新營。被害者爲同街新營雜貨店外五處。被害總額五百圓。現案問錄罪。

嘉義市元町四丁目二〇無職吳明德。年二十。到處集竊。去十三日午前一時頃。在市內西門町六丁目遊蕩。復起臭事行竊。同渡邊張兩刑事。逮捕之到案。郡木崎司法主任訊問後。即決拘留二十日。

東石

等祝始政

東石郡朴子街。官民有志合同于來十七日。始政四十周年紀念祝賀會。豫定在朴子公會堂舉行。會費每人三十錢。加入者可逃尚朴子街役場證明之也。

選舉保正

朴子街。保甲役員。自一保至十一保。洞本月末全部任期滿了。定來十八日、二、三保在高明寺。至十九日七、八、九保在頂菜園內。十保在內厝腳內第十一保在檳榔王醫宅前云。

臺中

鄉軍分會

提出總會

臺中鄉軍分會。對泗濃事件。造今不妥當意見。似快判決確定後。斷乎蹶起由會幹部二名。上北磯商又分會長二名。源五中佐。

十五日發臺中。出席于東京市。開全國鄉軍分會長會議。同時擬將此問題。諮詢總會。以覓復鄉軍名譽云。

里壠電利組合

被組合員請開

臨時總會

臺東里壠電氣利用組合長岩崎房吉氏。受花蓮港街役場助役等出席。豐澤郡守。爲議長。先行訓示後。入左紀議事。

▲指示事項。一、地方制度趣旨及關係法令周知所關之件外二十四件。

剝奪金脫環犯人

潛伏在臺中被捕

因遺棄木屐查明眞犯

臺北市港町三丁目十四番地林氏快年四十九。去十一月十日午前九時半。由警察署拘引。去十日午後四時。歸宅。其妻手金環價格百五十圓被一本晶人剝奪一節。既如前報。因犯人遺棄木屐。逐得判明。同署北市入船町三丁目九十一番地黃金蘭。去十四日。由臺中署刑事。拘引去。

加路蘭解溜

陳情報告

臺東十四日電。臺東振興同志會。去十三日午後七時半。欲於公會堂。開加路蘭解溜築造促成陳情報告會。官民多數出席。赤木街長。前因以該問題出北陳情。乃報告其經過。求街民諒解。今後更期結束。繼續運動。竟達目的。九時半閉會。

空罐行商人

强犯六歲女

員林郡員林街員林空罐行商人林清河。年四十七。現住林家妻。月十三日。午前十時頃。携一歲竹籠。就街內各處。買取空罐。到北門人黃某之家。見黃夫婦不在。僅一少女年六歲者在家。即入其內。提出銅錢一個。及土豆十數粒與之。抱上强污女局部破裂。重傷午。某妻歸來

淡水河中

競渡熱鬧

大稻埕有志。謀自十四日起三日間。在淡水河中。即舊稅關前。梁龍舟競渡一場。既如前報。初日之十四日。午後五時。河中游船。與岸上觀客。來往不絕。煙火沖天、呼紅喝白之聲。水陸呼應。極呈熱鬧。造夕關西隊。始龍又本日午後。繼續競渡云

臺灣日日新報

商況（十五日）

米況

正米市況前場

一期選米

限	中	兌
九五六	九二	九三
五四	三	五
五五	一	一
六	二	二
東京	七車	四〇車

大阪期米前場

限	中	兌
二九九九	二九八八	二九九九
三〇〇一	二九九二	三〇〇〇
三〇〇五	二九九六	三〇〇四
三〇〇九	二九九九	三〇〇八
三〇一三	三〇〇二	三〇一二
三〇一七	三〇〇六	三〇一六
三〇二一	三〇一〇	三〇二〇
三〇二五	三〇一四	三〇二四
三〇二九	三〇一八	三〇二八
三〇三三	三〇二二	三〇三二
三〇三七	三〇二六	三〇三六
三〇四一	三〇三〇	三〇四〇
三〇四五	三〇三四	三〇四四
三〇四九	三〇三八	三〇四八
三〇五三	三〇四二	三〇五二
三〇五七	三〇四六	三〇五六
三〇六一	三〇五〇	三〇六〇
三〇六五	三〇五四	三〇六四

東京期米前場

限	中	兌
二九五一	二九四二	二九五三
二九五六	二九四七	二九五八
二九六一	二九五二	二九六三
二九六六	二九五七	二九六八
二九七一	二九六二	二九七三
二九七六	二九六七	二九七八
二九八一	二九七二	二九八三
二九八六	二九七七	二九八八
二九九一	二九八二	二九九三
二九九六	二九八七	二九九八
三〇〇一	二九九二	三〇〇三
三〇〇六	二九九七	三〇〇八
三〇一一	三〇〇二	三〇一三
三〇一六	三〇〇七	三〇一八
三〇二一	三〇一二	三〇二三
三〇二六	三〇一七	三〇二八
三〇三一	三〇二二	三〇三三
三〇三六	三〇二七	三〇三八
三〇四一	三〇三二	三〇四三
三〇四六	三〇三七	三〇四八
三〇五一	三〇四二	三〇五三
三〇五六	三〇四七	三〇五八
三〇六一	三〇五二	三〇六三
三〇六六	三〇五七	三〇六八
三〇七一	三〇六二	三〇七三
三〇七六	三〇六七	三〇七八
三〇八一	三〇七二	三〇八三
三〇八六	三〇七七	三〇八八
三〇九一	三〇八二	三〇九三
三〇九六	三〇八七	三〇九八
三一〇一	三〇九二	三一〇三
三一〇六	三〇九七	三一〇八
三一一一	三一〇二	三一一三
三一一六	三一〇七	三一一八
三一二一	三一一二	三一二三
三一二六	三一一七	三一二八
三一三一	三一二二	三一三三
三一三六	三一二七	三一三八
三一四一	三一三二	三一四三
三一四六	三一三七	三一四八
三一五一	三一四二	三一五三
三一五六	三一四七	三一五八
三一六一	三一五二	三一六三
三一六六	三一五七	三一六八
三一七一	三一六二	三一七三
三一七六	三一六七	三一七八
三一八一	三一七二	三一八三
三一八六	三一七七	三一八八
三一九一	三一八二	三一九三
三一九六	三一八七	三一九八
三二〇一	三一九二	三二〇三
三二〇六	三一九七	三二〇八
三二一一	三二〇二	三二一三
三二一六	三二〇七	三二一八
三二二一	三二一二	三二二三
三二二六	三二一七	三二二八
三二三一	三二二二	三二三三
三二三六	三二二七	三二三八
三二四一	三二三二	三二四三
三二四六	三二三七	三二四八
三二五一	三二四二	三二五三
三二五六	三二四七	三二五八
三二六一	三二五二	三二六三
三二六六	三二五七	三二六八
三二七一	三二六二	三二七三
三二七六	三二六七	三二七八
三二八一	三二七二	三二八三
三二八六	三二七七	三二八八
三二九一	三二八二	三二九三
三二九六	三二八七	三二九八
三三〇一	三二九二	三三〇三
三三〇六	三二九七	三三〇八
三三一一	三三〇二	三三一三
三三一六	三三〇七	三三一八
三三二一	三三一二	三三二三
三三二六	三三一七	三三二八
三三三一	三三二二	三三三三
三三三六	三三二七	三三三八
三三四一	三三三二	三三四三
三三四六	三三三七	三三四八
三三五一	三三四二	三三五三
三三五六	三三四七	三三五八
三三六一	三三五二	三三六三
三三六六	三三五七	三三六八
三三七一	三三六二	三三七三
三三七六	三三六七	三三七八
三三八一	三三七二	三三八三
三三八六	三三七七	三三八八
三三九一	三三八二	三三九三
三三九六	三三八七	三三九八
三四〇一	三三九二	三四〇三
三四〇六	三三九七	三四〇八
三四一一	三四〇二	三四一三
三四一六	三四〇七	三四一八
三四二一	三四一二	三四二三
三四二六	三四一七	三四二八
三四三一	三四二二	三四三三
三四三六	三四二七	三四三八
三四四一	三四三二	三四四三
三四四六	三四三七	三四四八
三四五一	三四四二	三四五三
三四五六	三四四七	三四五八
三四六一	三四五二	三四六三
三四六六	三四五七	三四六八
三四七一	三四六二	三四七三
三四七六	三四六七	三四七八
三四八一	三四七二	三四八三
三四八六	三四七七	三四八八
三四九一	三四八二	三四九三
三四九六	三四八七	三四九八
三五〇一	三四九二	三五〇三
三五〇六	三四九七	三五〇八
三五一一	三五〇二	三五一三
三五一六	三五〇七	三五一八
三五二一	三五一二	三五二三
三五二六	三五一七	三五二八
三五三一	三五二二	三五三三
三五三六	三五二七	三五三八
三五四一	三五三二	三五四三
三五四六	三五三七	三五四八
三五五一	三五四二	三五五三
三五五六	三五四七	三五五八
三五六一	三五五二	三五六三
三五六六	三五五七	三五六八
三五七一	三五六二	三五七三
三五七六	三五六七	三五七八
三五八一	三五七二	三五八三
三五八六	三五七七	三五八八
三五九一	三五八二	三五九三
三五九六	三五八七	三五九八
三六〇一	三五九二	三六〇三
三六〇六	三五九七	三六〇八
三六一一	三六〇二	三六一三
三六一六	三六〇七	三六一八
三六二一	三六一二	三六二三
三六二六	三六一七	三六二八
三六三一	三六二二	三六三三
三六三六	三六二七	三六三八
三六四一	三六三二	三六四三
三六四六	三六三七	三六四八
三六五一	三六四二	三六五三
三六五六	三六四七	三六五八
三六六一	三六五二	三六六三
三六六六	三六五七	三六六八
三六七一	三六六二	三六七三
三六七六	三六六七	三六七八
三六八一	三六七二	三六八三
三六八六	三六七七	三六八八
三六九一	三六八二	三六九三
三六九六	三六八七	三六九八
三七〇一	三六九二	三七〇三
三七〇六	三六九七	三七〇八
三七一一	三七〇二	三七一三
三七一六	三七〇七	三七一八
三七二一	三七一二	三七二三
三七二六	三七一七	三七二八
三七三一	三七二二	三七三三
三七三六	三七二七	三七三八
三七四一	三七三二	三七四三
三七四六	三七三七	三七四八
三七五一	三七四二	三七五三
三七五六	三七四七	三七五八
三七六一	三七五二	三七六三
三七六六	三七五七	三七六八
三七七一	三七六二	三七七三
三七七六	三七六七	三七七八
三七八一	三七七二	三七八三
三七八六	三七七七	三七八八
三七九一	三七八二	三七九三
三七九六	三七八七	三七九八
三八〇一	三七九二	三八〇三
三八〇六	三七九七	三八〇八
三八一一	三八〇二	三八一三
三八一六	三八〇七	三八一八
三八二一	三八一二	三八二三
三八二六	三八一七	三八二八
三八三一	三八二二	三八三三
三八三六	三八二七	三八三八
三八四一	三八三二	三八四三
三八四六	三八三七	三八四八
三八五一	三八四二	三八五三
三八五六	三八四七	三八五八
三八六一	三八五二	三八六三
三八六六	三八五七	三八六八
三八七一	三八六二	三八七三
三八七六	三八六七	三八七八
三八八一	三八七二	三八八三
三八八六	三八七七	三八八八
三八九一	三八八二	三八九三
三八九六	三八八七	三八九八
三九〇一	三八九二	三九〇三
三九〇六	三八九七	三九〇八
三九一一	三九〇二	三九一三
三九一六	三九〇七	三九一八
三九二一	三九一二	三九二三
三九二六	三九一七	三九二八
三九三一	三九二二	三九三三
三九三六	三九二七	三九三八
三九四一	三九三二	三九四三
三九四六	三九三七	三九四八
三九五一	三九四二	三九五三
三九五六	三九四七	三九五八
三九六一	三九五二	三九六三
三九六六	三九五七	三九六八
三九七一	三九六二	三九七三
三九七六	三九六七	三九七八
三九八一	三九七二	三九八三
三九八六	三九七七	三九八八
三九九一	三九八二	三九九三
三九九六	三九八七	三九九八
四〇〇一	三九九二	四〇〇三
四〇〇六	三九九七	四〇〇八
四〇一一	四〇〇二	四〇一三
四〇一六	四〇〇七	四〇一八
四〇二一	四〇一二	四〇二三
四〇二六	四〇一七	四〇二八
四〇三一	四〇二二	四〇三三
四〇三六	四〇二七	四〇三八
四〇四一	四〇三二	四〇四三
四〇四六	四〇三七	四〇四八
四〇五一	四〇四二	四〇五三
四〇五六	四〇四七	四〇五八
四〇六一	四〇五二	四〇六三
四〇六六	四〇五七	四〇六八
四〇七一	四〇六二	四〇七三
四〇七六	四〇六七	四〇七八
四〇八一	四〇七二	四〇八三
四〇八六	四〇七七	四〇八八
四〇九一	四〇八二	四〇九三
四〇九六	四〇八七	四〇九八
四一〇一	四〇九二	四一〇三
四一〇六	四〇九七	四一〇八
四一一一	四一〇二	四一一三
四一一六	四一〇七	四一一八
四一二一	四一一二	四一二三
四一二六	四一一七	四一二八
四一三一	四一二二	四一三三
四一三六	四一二七	四一三八
四一四一	四一三二	四一四三
四一四六	四一三七	四一四八
四一五一	四一四二	四一五三
四一五六	四一四七	四一五八
四一六一	四一五二	四一六三
四一六六	四一五七	四一六八
四一七一	四一六二	四一七三
四一七六	四一六七	四一七八
四一八一	四一七二	四一八三
四一八六	四一七七	四一八八
四一九一	四一八二	四一九三
四一九六	四一八七	四一九八
四二〇一	四一九二	四二〇三
四二〇六	四一九七	四二〇八
四二一一	四二〇二	四二一三
四二一六	四二〇七	四二一八
四二二一	四二一二	四二二三
四二二六	四二一七	四二二八
四二三一	四二二二	四二三三
四二三六	四二二七	四二三八
四二四一	四二三二	四二四三
四二四六	四二三七	四二四八
四二五一	四二四二	四二五三
四二五六	四二四七	四二五八
四二六一	四二五二	四二六三
四二六六	四二五七	四二六八
四二七一	四二六二	四二七三
四二七六	四二六七	四二七八
四二八一	四二七二	四二八三
四二八六	四二七七	四二八八
四二九一	四二八二	四二九三
四二九六	四二八七	四二九八
四三〇一	四二九二	四三〇三
四三〇六	四二九七	四三〇八
四三一一	四三〇二	四三一三
四三一六	四三〇七	四三一八
四三二一	四三一二	四三二三
四三二六	四三一七	四三二八
四三三一	四三二二	四三三三
四三三六	四三二七	四三三八
四三四一	四三三二	四三四三
四三四六	四三三七	四三四八
四三五一	四三四二	四三五三
四三五六	四三四七	四三五八
四三六一	四三五二	四三六三
四三六六	四三五七	四三六八
四三七一	四三六二	四三七三
四三七六	四三六七	四三七八
四三八一	四三七二	四三八三
四三八六	四三七七	四三八八
四三九一	四三八二	四三九三
四三九六	四三八七	四三九八
四四〇一	四三九二	四四〇三
四四〇六	四三九七	四四〇八
四四一一	四四〇二	四四一三
四四一六	四四〇七	四四一八
四四二一	四四一二	四四二三
四四二六	四四一七	四四二八
四四三一	四四二二	四四三三
四四三六	四四二七	四四三八
四四四一	四四三二	四四四三
四四四六	四四三七	四四四八
四四五一	四四四二	四四五三
四四五六	四四四七	四四五八
四四六一	四四五二	四四六三
四四六六	四四五七	四四六八
四四七一	四四六二	四四七三
四四七六	四四六七	四四七八
四四八一	四四七二	四四八三
四四八六	四四七七	四四八八
四四九一	四四八二	四四九三
四四九六	四四八七	四四九八
四五〇一	四四九二	四五〇三
四五〇六	四四九七	四五〇八
四五一一	四五〇二	四五一三
四五一六	四五〇七	四五一八
四五二一	四五一二	四五二三
四五二六	四五一七	四五二八
四五三一	四五二二	四五三三
四五三六	四五二七	四五三八
四五四一	四五三二	四五四三
四五四六	四五三七	四五四八
四五五一	四五四二	四五五三
四五五六	四五四七	四五五八
四五六一	四五五二	四五六三
四五六六	四五五七	四五六八
四五七一	四五六二	四五七三
四五七六	四五六七	四五七八

臺灣日日新報

本日夕刊共十二頁

スーア

臺北市榮町八ノ九

丸一組代理店　臺北電話參壹四九番

大連直行　河北丸　六月廿六日午前十時

大連汽船出帆　基隆　山東丸　七月一日午前十時

大連汽船出帆　基隆　山東丸　七月十三日午前十時

宮殿丸　六月十九日午後　基隆

宮殿丸　六月　十七日午後　基隆

臺灣總督府內務局

購買公告

一、亞鉛引鐵線五、八貳七九

六月廿六日午前指定時限申込

執行　詳細ハ六月拾六日附報知

株式名義書換停止

來ル昭和拾年七月廿日ヨリ同廿五日迄

名義書換ノ事務ヲ停止ス

昭和拾年六月拾五日

臺灣製紙株式會社

臺北州七星郡士林街

大阪商船出帆　基隆

●基隆出帆（六月廿日）

神戸行　（第二辰馬丸　六月廿日午後）

（第二辰馬丸　六月廿日午後）

福州上海行　（第十八豐後丸　六月廿日午後）

（第十八豐後丸　六月廿日午後）

（第十八豐後丸　六月廿日午後）

國防費の外地分擔に就て
實行の形式には考慮を要す

一

高橋蔵相は閣在度議會豫算成立後直ちに帝國國防會議幹事會を開催し、國防費の外地分擔に就て研究に着手する筈であるが、蔵相は同問題に關し次の如く語つた

國防費の外地分擔に就ては、既に昨年度豫算成立後直ちに研究に着手する筈であつたが、豫算編成其他の關係上遂に今日迄研究に着手するに至らなかつたのである、從つて未だ研究の結果に關し何等發表すべきものを有しないが、國防費の外地分擔に就ては、豫ねて私の考へを有つてゐるのである、即ち國防費の外地分擔に就ては、國防の目的、國防の性質、國防の利害關係等を考慮して決定すべきものであつて、單に外地の財政力のみを標準として決定すべきものではないと考へてゐる、從つて國防費の外地分擔に就ては、國防の目的、國防の性質、國防の利害關係等を考慮して決定すべきものであつて、單に外地の財政力のみを標準として決定すべきものではないと考へてゐる、從つて國防費の外地分擔に就ては、國防の目的、國防の性質、國防の利害關係等を考慮して決定すべきものであつて、單に外地の財政力のみを標準として決定すべきものではないと考へてゐる

二

國防の目的は本來に於て理論上から又實地の立場から安全なもので外地特別會計に於ても、この點を考慮することは出來ないものと思ふ、從つて我が國防費に思ひを致しても、豫算は我が實力の範圍と之に對して隣邦、殊に露軍の配備を考慮して決定すべきものと信ずる

三

然しこの國防費問題は之を如何なる形式によつて實現せしむべきやは當然考慮を要する、例へば同じ植民地特別會計と雖ても、朝鮮の如く、財政の獨立に苦らず、年々莫大なる補充金を一般會計より繰入れつつある所では、如何なる方法を以てするか又、二、外國に於て見る如く植民地防衛備の國防費を假に一部分でも植民地特別會計の歳計に直接並ぶことは、我國皇室典範成の精神上寒心に堪へる影響乃至は植民地政策上よりも好ましからざるものありと信ずる、從つて此點に關しては結局十四日總理相が定例閣議の席上、既に說明をなすに先立ち、直接國防費五ヶ條れず、特別會計も亦國家財政の一部であるとの觀點から一般會計との均衡上適當の範圍から逸脱せざる程度に國防費を分擔するといふことは考慮を要すると思ふ

答申報告は滿場一致
本會議に於いて可決
臺灣自治協會の創設も
全會員の贊同を得
役員の顔觸れも決定

臺灣自治協會創設準備委員會は十五日午後一時より總督官邸に於て第二回會議を開き、中川會長より委員會より報告に接した前回に對する答申報告を朗讀させ、之に對し一同熱心に審議の結果、原案通り可決した、次で協會の創設に關する件を議題に供し、中川會長より協會の創設に關する經過並に趣旨を說明した、次で協會の會則を朗讀し、之に對し一同熱心に審議の結果、原案通り可決した、次で協會の役員を左の如く指名した

會長　中川健藏
副會長　木村匠
理事　水野錬太郎　下村宏　後藤新平　川村竹治　石塚英藏　木下信　川崎卓吉　小林躋造　上山滿之進　石井菊次郎　賀來佐賀太郎　安藤正純　林獻堂　辜顯榮　林熊徴　林呈祿　林柏壽　林烈堂　林伯壽　林資彬　林熊光　許丙　許廷光　許梓桂　許鐘麟　許子文　許丙丁　許南英　許肇南　許嘉種　許文志　許遠東　許金德　許丙丁　許南英　許肇南　許嘉種　許文志　許遠東　許金德　許丙丁　許南英　許肇南　許嘉種　許文志　許遠東　許金德

監事　高木友枝　山本悌二郎　大島久滿次　大谷尊由　大谷尊由　大谷尊由

各機關を總動員し 國語の普及に邁進

17日の第二回國語の日を迎へて 臺東廳下を國語で彩る

【臺東十四日發】十七日の第二回國語の日を迎へるに當り管内各地に於ては第一回の國語の日を期として國語普及の諸施設に努力し、特に本年は臺東廳下各地に於ても國語普及の施設に力を入れることになつたが、當日は始政記念日の祭典執行後國語普及功勞者の表彰、ポスター、ビラの配付、映畫と國語の夕を開催する事となつた

臺東の祝賀

【臺東十五日發】臺東廳下に於ては第二回國語の日を迎へるに當り同日早朝より小學校職員に於て官民合同の祝賀會を開催する

記念日に表彰

【臺南電話】臺南州では國語普及及び徹底並びに公民教育の徹底を圖る爲の十七日の第四十回始政記念日に當り國語普及及び教育を實施せる功勞者を表彰し交付するがその選に入つた教員は左の如くである

【臺南電話】臺南州學務課にては十七日の第二回國語の日を期し國語普及及び徹底並びに公民教育の徹底を圖る爲の十七日の第四十回始政記念日に當り國語普及及び教育を實施せる功勞者を表彰し交付するがその選に入つた教員は左の如くである

歴山郡サンテイモン社會自勞力會、旗山郡マガ社男子青年團、鳳山郡タイワン社教育會

震災慰問傳道

【花蓮港電話】花蓮港支部主催の震災慰問傳道隊は去る四日午後一時より花蓮港出發、新城、太魯閣、秀林、三棧、立霧、和平、和仁、崇德、新城、花蓮港の順序にて傳道を終へ十日午後一時歸着したが、隊員は各地に於て講演及び幻燈會を開催し震災慰問金品の傳達をなしたる外、隊員の實況を以て見舞狀を發送する由

【花蓮港電話】花蓮港廳下各地に於ては十七日の始政記念日を期し一齊に國語普及の施設に努力し、國語の日の祝賀會、講演會、映畫會等を開催すると共に國語普及功勞者の表彰、ポスター、ビラの配付、映畫と國語の夕を開催する事となつた

臺東の祝賀

【臺東十五日發】臺東廳下各地に於ては十七日の始政記念日を期し一齊に國語普及の施設に努力し、國語の日の祝賀會、講演會、映畫會等を開催すると共に國語普及功勞者の表彰、ポスター、ビラの配付、映畫と國語の夕を開催する事となつた

記念日に表彰

【臺南電話】臺南州では十七日の第四十回始政記念日に當り國語普及及び教育を實施せる功勞者を表彰し交付するがその選に入つた教員は左の如くである

歴山郡サンテイモン社會自勞力會、旗山郡マガ社男子青年團、鳳山郡タイワン社教育會

震災慰問傳道

【花蓮港電話】花蓮港支部主催の震災慰問傳道隊は去る四日午後一時より花蓮港出發、新城、太魯閣、秀林、三棧、立霧、和平、和仁、崇德、新城、花蓮港の順序にて傳道を終へ十日午後一時歸着したが、隊員は各地に於て講演及び幻燈會を開催し震災慰問金品の傳達をなしたる外、隊員の實況を以て見舞狀を發送する由

記念日に表彰

【臺南電話】臺南州學務課にては十七日の第四十回始政記念日に當り國語普及及び教育を實施せる功勞者を表彰し交付するがその選に入つた教員は左の如くである

歴山郡サンテイモン社會自勞力會、旗山郡マガ社男子青年團、鳳山郡タイワン社教育會

震災慰問傳道

【花蓮港電話】花蓮港支部主催の震災慰問傳道隊は去る四日午後一時より花蓮港出發、新城、太魯閣、秀林、三棧、立霧、和平、和仁、崇德、新城、花蓮港の順序にて傳道を終へ十日午後一時歸着したが、隊員は各地に於て講演及び幻燈會を開催し震災慰問金品の傳達をなしたる外、隊員の實況を以て見舞狀を發送する由

記念日に表彰

【臺南電話】臺南州では

天使

横光利一 (107)

宮田重雄畫

九の八

一時は、親子からも、京子から も離切られたのに、時機一髪で離縁すると、二人が同時に、また離縁に戻つて来たのである。それも前には、離縁は親子が好きで、京子が自分から去るのに何の執着も感じなかつたのが、それが今度は反対で、親子と別れるよりも、京子と別れる方が、強く心に響くを感じ始めて来たのであつた。

もしこれが、京子が強く離縁に復縁を迫つて来たのであつたなら離縁もこんなに感ぜず、撥ねつけることが出来たであらう。ところが、離縁と親子の復活の叫れるのを、かうして京子が恐れてゐるのが分つてみれば、離縁として、京子の心の哀しさを、感じないではゐられぬのであつた。

離縁は京子と山下公園を別れた家の前から、横濱の父の家から出なかつた。彼はそこで、誰にも逢はず、自分の心が、親子と京子とのどちらに強く傾くものか、ひそかに見てゐたかつた。

この落ちつかぬ日がつづくと、彼は、もうどちらとも結論するのが、いやになつて来たばかりではない。遠から汽船の音の聞えて来る度に、誰からも別れて、ひとり外國へ行つてしまひたいと思つた。

彼は考へあぐねて、何をするでもなく、暇つぶしに、ぶらぶら歩いてみたり、海を眺めたりしてゐたが、それにも飽きられなくなると、ある日、京子に電話をかけて、呼びだした。

「あれから、いろ〳〵考へてみたんだがね、どうも、うまい考へがないので、君と会見としてるのだ。君に意見はないかね。」

「何によ。よく分んないわ。」

「あれから、まだずつと横濱の家にゐるんだよ。僕の気持ちが分らないかね。裏へ廻つたのは、ずいぶんだよ。逃つてるのさ。」

「ああ、そう。逃つちやつて、つまんないわね。断りなさいよ。」

「いづれ断ることになるんだらうが、それまでに、もう一度逢ひたいと思つたんだが、出て来られるか。」

「行くのは行けれども、だけどあなた、きつと後悔すると思ふの。」

「後悔はしてるんだよ。」

「さうじやないわよ。あなたにあたしと逢つてゐる、だん〳〵、あたしと逢ふの、またいやになると思ふの。あたし、そんなこと、もういやよ。」

「それや過去に逢つたから、君にさう云はれても方がないがね。しかし、妻ぴらはれやや、やさを考へ直してくれないか。」

「いやなお方ね。」

「そんなの、駄目よ。あたし、折角あなたと逢つたの、良いことをしたと思つて、楽んでゐるのに、また不愉快な気分をひするのは。たまらないわ。ですから、もう早く東京へ、お帰りなさいよ。あたしは我慢するから。」

我慢が出来るほどか。とから離縁は飯ねやうかと思つた。けれども、そんなことを云つたら、折角の京子の喜びの表情を、壊してあつたら、逢はずに、京子にとつて、たいへん良い結果になつて来た。それといふのは離縁が親子と結婚しても、京子を冷淡に扱つたのではないといふ、云ひわけを、自分の良心に問つてするのが出来たからである。

始政四十周年記念放送番組第二日

午前の部

【六・〇〇】△朝の体操△ラヂオ体操(入今週の指導・森悦子二訓話・記念式典令△今日のお天気・気のお知らせ・京北観測所発表

【七・三〇】金國家謡曲(東京)家庭謡曲(東京)△謡曲(東京)△謡曲(東京)△

（第三種郵便物認可）　昭和十年六月十六日　臺灣日日新報　第一万二千六百四十七號　（五）　A

內地事業會社 上半期業績

減配會社漸く增加

【東京十四日發合特電】昨春安に起る輸出の活況と金解インフレによつて業績好轉を示せる我國主要產業も其後の增產過剩、新設會社の續出によつて漸く供給過剩の傾向を招來し、之が對策として鋼材は六月以降三割限產、人絹にありては七月以降同じく二割、紡績に於ては七月以降三分八厘乃至六分の操短機械を決議するに至つた、斯くて之等事業會社の業績も概して低下は免れず、殊に昨年度に比し取引開始が約一週間も遲れて居るから最早業績當りから各社共一齊に買付けを開始するであらうと豫られ得製薬館側でも既に相當りを掛けて待つてゐる、紅茶は依然春茶取引開始から早くも製茶も再製茶も好調にて荷動きなく酒精市場亦概ね底堅き模樣の形である、殊に夏茶の出廻り始めから殺菌氣配が活潑化して來たので夏茶は從來の相場とは大なる期待は掛けられないが茶業は品質の良好なるものに限り夏茶取引に關はれて時々刻々行くのであるまいかと觀測されて居る、相場は鳥瞰的、紅茶共に堅調相場にあるのみで取引なく從て新に夏茶の相場が生れた譯で前年同期に比し五大園方下廻つて居るが氣配は硬軟區々で未だ本格的の動向が定まらず必要もなき憂慮關聯としても又むづかしい業界を刺激する許りであると頗から否定してゐる

五月中の 移出米調

廿八萬七千袋

財務局統計課調査によれば五月中移出米は數量二十八萬七千八百三十八袋、價額二百九十五萬二千三百十四圓、一月以降同月末現在移出累計數量二百三十五萬七千五百九十二袋、價額三百四十五萬二千三百十四圓、一袋平均價格一圓二十銭となり、東京地方行き依然首位を占めてゐる

臺中州地方產米は 基隆積が却て有利

販路擴張のため北送を

移出商組合から要望

北送に比し纔少運賃は一俵につき一錢安い關係から臺中州自林地方の產米の移出は總て基隆港へ輸送されたが、從來移出の際は價格の關係上臺北、基隆方面へ向けられる分は總て自家用又は名古屋方面の味付米として消費されてしまひ、臺灣地方產米の販路は自ら制限された狀態にあつたが、最近名古屋方面の味付米としての需要が增加し來つたので、臺中州地方產米の販路は自ら擴張されるに至つた、從て臺中州自林地方の產米の移出は從來の約二倍以上に達することが出來、更に本年度の本年六月に於ては三千俵以上を輸送することとなつたので、臺中州當局は從來の基隆一局集中主義を改めて基隆、臺中兩港より積出すことゝなり、先づ其の第一回輸送分として本月中旬頃より約二千俵を基隆港より積出すことゝなつた

臺灣日日新報

昭和十年六月十六日

アメリカ政府の 樟腦關稅は据置

合成樟腦引下說は無實の報に

專賣局愁眉を開く

【東京特電】我國製天然樟腦の大顧客たるアメリカに於て、この六月廿日前後の樟腦關稅改訂期に於て合成樟腦輸入關稅二封度に就きカンパニーを

天然樟腦 なみに一セントに引下げとなるのでは無いかとの危惧が行はれて居り專賣局としても其の成行に關し多大の注意を拂つて居るのであつたが、十四日專賣局のアメリカ駐在官よりの電報に據り、全然右の如き事實無くして現行通りに据置きといふことに決定した旨が報ぜられ合成樟腦が前二者の關稅となることに依て天然樟腦の受ける打撃が全然緩和せらるゝことゝなつた元來樟腦に關するアメリカ現行の關稅は昭和九年

輸入關稅 は昭和九年

に於て制定されたものであるが、同關稅法に於ては合成樟腦の原料なるターペンタインが多量に輸出するので、將來之を原料とする合成樟腦製造に悪影響アメリカ國內に輸入可能なることを豫期し、之を保護する爲特に合成樟腦の輸入關稅を二封度に就き五セント、天然樟腦と同じく一セントとして從二四セントの開きが設けられ、併し關稅委員會としては同時に之に對し一の條件を附して四セントの開きをつけた關稅率を可決したのであつた、即ちその條件は將來三年に亘り合成樟腦の輸入が天然樟腦なみに一セントに引下げようと云ふに在つた、然るに其の後樟腦會社たるデューポン會社に於てドシ〳〵合成樟腦を製出し、三年目の昭和九年には同輸入量の二十五%以上、同九年に於ては三十%以上に達することが出來、更に五年目の本年六月に於ては五%以上を生産することとなつたので、最早の關稅委員會に於て附せられた條件は一四ん裏切らることとなくしてここに消滅することなり、先づ以て

半永久的 に合成樟腦は五セント天然樟腦は一セントに

熟れも據點があることとなつたわけで、專賣局では此の狀態に按して參考數字を擧げ最明朗な氣分に浸されて關稅により牽制をかけて所業の進展に努力すると勇み立つて居る

正米市場の大取組

三期合計一千四百卅車

中先百五十車の合意乘替

銘柄、商標及數量檢查を終了した場合に限り再輸出するものに付ては（三項）を提出

一、輸入の際商見本輸出の際は携帶者より當該物品に對する輸入許可證を提出適當の輸入許可證を發行し輸入許可證記載の物品で實却その他の處分をなさるものゝある時は許可證にその要旨を附記

一、輸入發證の發行方に輸入地稅關に輸入許可證を提出しその再輸出の事實を認定したもひ關收證を出して發行を受く

大稻埕茶況

夏茶配區々

本週の茶況各出廻り日々增加しつゝあるが未だ殺盛期に遠せず市況は區々である、烏龍茶は輸出洋商中テ1洋行の若干買付を除き殆んど動かず、紅茶は依然春茶取引開始から最早業績當りから各洋行共一齊に買付け開始そであらうと豫られ得製薬館側でも既に相當りを掛けて待つてゐる、紅茶は依然春茶取引開始から早くも製茶も再製茶も好調にて荷動きなく酒精市場亦概ね底堅き模樣の形である、殊に夏茶の出廻り始めから殺菌氣配が活潑化して來たので夏茶は從來の相場とは大なる期待は掛けられないが茶業は品質の良好なるものに限り夏茶取引に關はれて時々刻々行くのであるまいかと觀測されて居る、相場は烏瞰的、紅茶共に堅調相場にあるのみで取引なく從て新に夏茶の相場が生れた譯で前年同期に比し五大園方下廻つて居るが氣配は硬軟區々で未だ本格的の動向が定まらず必要もなき憂慮關聯としても又むづかしい業界を刺激する許りであると頗から否定してゐる

五月中の 移出米調

廿八萬七千袋

財務局統計課調査によれば五月中移出米は數量二十八萬七千八百三十八袋、價額二百九十五萬二千三百十四圓、一月以降同月末現在移出累計數量二百三十五萬七千五百九十二袋、價額三百四十五萬二千三百十四圓、一袋平均價格一圓二十銭となり、東京地方行き依然首位を占めてゐる

臺中州地方產米は 基隆積が却て有利

販路擴張のため北送を

移出商組合から要望

北送に比し纔少運賃は一俵につき一錢安い關係から臺中州自林地方の產米の移出は總て基隆港へ輸送されたが、從來移出の際は價格の關係上臺北、基隆方面へ向けられる分は總て自家用又は名古屋方面の味付米として消費されてしまひ、臺灣地方產米の販路は自ら制限された狀態にあつたが、最近名古屋方面の味付米としての需要が增加し來つたので、臺中州地方產米の販路は自ら擴張されるに至つた、從て臺中州自林地方の產米の移出は從來の約二倍以上に達することが出來、更に本年度の本年六月に於ては三千俵以上を輸送することとなつたので、臺中州當局は從來の基隆一局集中主義を改めて基隆、臺中兩港より積出すことゝなり、先づ其の第一回輸送分として本月中旬頃より約二千俵を基隆港より積出すことゝなつた

臺灣日日新報

昭和十年六月十六日

懸案の鳳梨會社 けふ創立總會

社長は勝田氏に決る見込

社長は勝田氏に決る見込

全島の鳳梨製造業者を一つに合同した鳳梨合同販賣株式會社の創立總會は愈々十七日午前九時から臺北鐵道ホテルに於て開催されるが、總會に附議すべき事項は左の如くである

一、會社創立に關する事項報告
一、取締役並に監査役の選任及びその報酬額決定の件
一、商法第百三十四條の調査及び報告の件
一、會社の資本に關すべき設立費用負擔の件
一、定款承認の件
一、鳳梨干場買收に關する件

右總會によつて會社が成立すれば直ちにその發足式が擧げられる筈であるが、本事業に對する總督府の認可が下るのは總會を經てからで、創立總會は其後一週間位を經過して開かれる筈である

文山郡の茶園 品評會

文山郡では二十六日午前十時から深坑莊役場會議室に於て同郡管內茶園品評會茶園品評會を開催する筈で

對滿商品見本の 取扱簡易化

携帶物の手續改正で

【東京特電】主要貿易對象國の關稅引上げ、輸入制限、爲替管理等の關係にて貿易が著しく困難となつて來たが、從來それが最も困難とされてゐた對滿貿易に對しても、今回關東軍當局と協議の結果、從來の取扱方法を改正し、簡易化することとなつた、即ち見本の携帶者にして

純白無脂肪——陽ヲ止めて

雪だ。
純でせう
白く美しく
憧れに輝く雪印

想へ——爽快
お肌に消えて
ゆかしく殘るその香
その色白い、夏の地肌の美

雪印ナテウ

純植物性最高級

ウテナポマード

品性は
頭髪で知れる

好きな香ひ
颯爽たる男性美
頭髪に輝く新鮮味

ウテナポマード
三十錢、五十錢

あなたの全人格は
あなたの頭髪が
發揮し、曝露してゐる

陽ヤケ止め化粧水
おヒゲ剃りのあと
白粉のトキ水
お化粧下にウテナ
香水代用にもウテナ化粧水

一滴
萬斛の涼味
ウテナ化粧水
三十錢、卅五錢、五十錢

パーシング

だから一言
ウテナポマードだけは
切らすな——と強調したい

ウテナクリーム
雪印（無脂肪）三十二錢、六十四錢
月印（中性）五十三錢、七十五錢
花印（脂肪性）五十五錢、一圓十錢
レモンクリーム三十錢、六十錢

ウテナ水白粉　三十二錢、五十三錢
ウテナ粉白粉　三十二錢、五十三錢
ウテナ固煉白粉　三十五錢、五十三錢
ウテナほゝ紅　各色三十錢

お素肌に、ヒゲ剃りに
陽ヤケを止めるお化粧に
サラリ爽快ウテナ雪印クリーム

東京本郷
久保政吉商店

乃木將軍に從つて臺北一番乘の女

今は病む老いの身

四十年前を語る

女性として公然と臺北に一番乘りした、しかも乃木將軍に從つて來たといふ老婆が生存してゐる、山口縣の生れて黑井ナオといひ現に榮町三丁目にさゝやかな煙草店を開いて一親の子供がないので憲まれぬ生活をしてゐる

當時（明治二十九年）長崎縣下に數多き女性に一切護衛兵の法度、家隣相手の晒の女性、時には警察官をも企てゝ來るには來たが兵隊に憲動して文字通り

暗の生活

をしてゐるに過ぎず、見つかればすぐに檢擧されるといふ悽めた有樣、その時黑井さんが唯獨り大手を振つて來臺したといふのだから一寸痛快である、そればかりでない、依姫丸に搭込んだ荷物が總督府別になつてゐたのでサア大變だ、やつとの事に臺北に辿りついて見ると絶對嚴しい門衛が頑張つて一步も近づけないといふ態では

武張つた

僞、ナオさんは救世の經綸する乃木の新眼鏡に齒いてゐる明治十年に乃木大將が臺灣總督の大命を拜した、そこでナオさんもすすめられていよ〳〵臺灣に渡ることに決心したらしい、この若き女丈夫もやではすつかり腰が拔けその上全身神經衰弱で起居にも

不自由な

有樣モゴモゴした四

は勿論彼女も拘束のまゝ

寢てゐる

有樣でこれらの人々にとつて第一の恐怖は濱風です、そこで私は時々襲來してゐたのためにお世話せられましたが國のことあるから死なれ又病氣看護もするといふ譯で引取つて來ましたが、しかし、將軍さんに御迷惑かけては濟みませんので身なりは惡く貧乏にしてゐましたもグル〳〵卷きにしてゐましたら、將軍には彼は一切お斷りに

かゝらぬことにしてゐました、それで軍人や軍屬の人々にとても重寶がられました、今の臺灣銀行のところで山縣が

演習して

ゐた時に弁當をもつていつた事も度々ありました、今の公會堂のところからそこら行くのにさゝやかな道もなく深く淺く、臺北ホテルのところに兵隊が駐屯しその後軍司令部のところに步兵が二箇中隊留ること

となつたので私は特に許されて現在の酒保のやうなことを始ぜられ出入いたしました、乃木さんが、お晒りになつてからもこんな關係で軍人さんに同情されあちこちの酒保に出入させてもらつてゐました、最近も衛戍病院に出入してゐましたが、もう自分の體一つも

荷兒介になつてしまつたのでそれも斷めてしまひました、過ぎた四十年まことに夢のやうで不運續き、どうして今日迄生きて來たかと思はれるやうな

平常通り 吉野丸入港

勝田代議士來る

【基隆電話】神戸で三時間遲發した總督吉野丸は豫定通り十五日午後一時過基隆埠頭着、總督府第一臨時人事局長勝田代議士、總督府秘書官、西岡一課長、西岡一課長、相場外務部長、總督府警務局、內務局、殖產局、交通局、財務局、法務部、高等法院、臺灣軍司令部、臺灣憲兵隊、臺灣銀行、臺灣商工會議所、臺灣日日新報社、臺灣日日新報社、臺灣日日新報社

籌廢關東州補充金
增滿洲國防分擔金
大藏省明年度期待實現

東京十五日電。高橋藏相十四日午後。在藏相官邸招津為次官。賀屋主計局長。告以特別會計整縮所關意向。而後協議明年度豫算編成方針。對內閣審議會準備等。結果明年附豫算編成。擬將其因滿洲事件費。而冰大愚澤之關東州特別會計。一般會計補充金。減減或廢止。又期鮮總督府特別會計。亦以米價高產金貿上。經濟好轉。等減補充金。又滿洲國。國防分擔金。明年度。假多少增額。大藏省。期待實現云。

英國建艦
建艦計畫案
次期議會提出

倫敦十四日電。英國政府以主要海軍國來縮會議開會在即。有牢第府倫敦開條約。則之意向。念欲完長期建艦計畫案。豫定次期議會提出。其內容如左。

一、戰艦以下各種補助艦艇組織的代換建造。

一、海軍人員增加。期人的勢力完全充實。

北重要部分。著名海軍記者最宇泰氏所報如左。

一、千九百三十五年乃至

田中の本壘打で
CB・專賣引分
CB後半の迫力は驚異

臺北市社會人リーグ野球戰の優勝者を決定し同時に都市對抗臺第二本戰場に出場する全臺北戰の主體となるべきチームを決定すべくCB對專賣の決勝戰は十五日後一時三四分から臺北市圓山運動場に於て擧行。四對四の對スコアで六回を終つた頃からの降雨のため後に移二時四十五分ドロングームを宣せられ、試合は翌朝山木屬(臺北三共)投手の好投に對し專賣田が先づ四點を奪ひ、臺北バント・ヒットの連打に對し專賣の三番は兩者三三塁に進むも後續チャンスを知へ敵く專賣勝利を確定した。

野球の王者の位置と三點差のスコアーを無視して本塁に突入を試みたのは拙かつた。しかし彼がホーム後に帰るしてる間に國友が二塁を越えて三塁に走らんとし三CB二角、三野の對決であつたが一回裏專賣は石川投手の屬未だ定まらざるに乘じて第一打者田が先づ四球を選び、臺北バント・ヒットの連打に對し專賣の三番は兩者三三塁に進むも後續チャンスを知へ敵く專賣勝利を確定した。二回目CBは無死にして田中ストレートの四球を利して二塁に進むも後山田の左前安打があつて一塁をさしたのみ三回まで四對一と專賣がリードしたまゝ六回に至つて專賣